

宇和島市 子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年3月
宇和島市

はじめに

わが国の少子化は急速に進行しており、理由として、子育てに関する不安感や、仕事と子育てとの両立に対する負担感があることが指摘されています。また、少子高齢化による家族形態の変化、女性の社会進出に伴う低年齢時からの保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景とした子育て不安を抱える保護者の増加など、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化し続けています。

国では、平成 24 年 8 月に、「子ども・子育て関連 3 法」が制定され、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援などを総合的に推進していくことがめざされています。

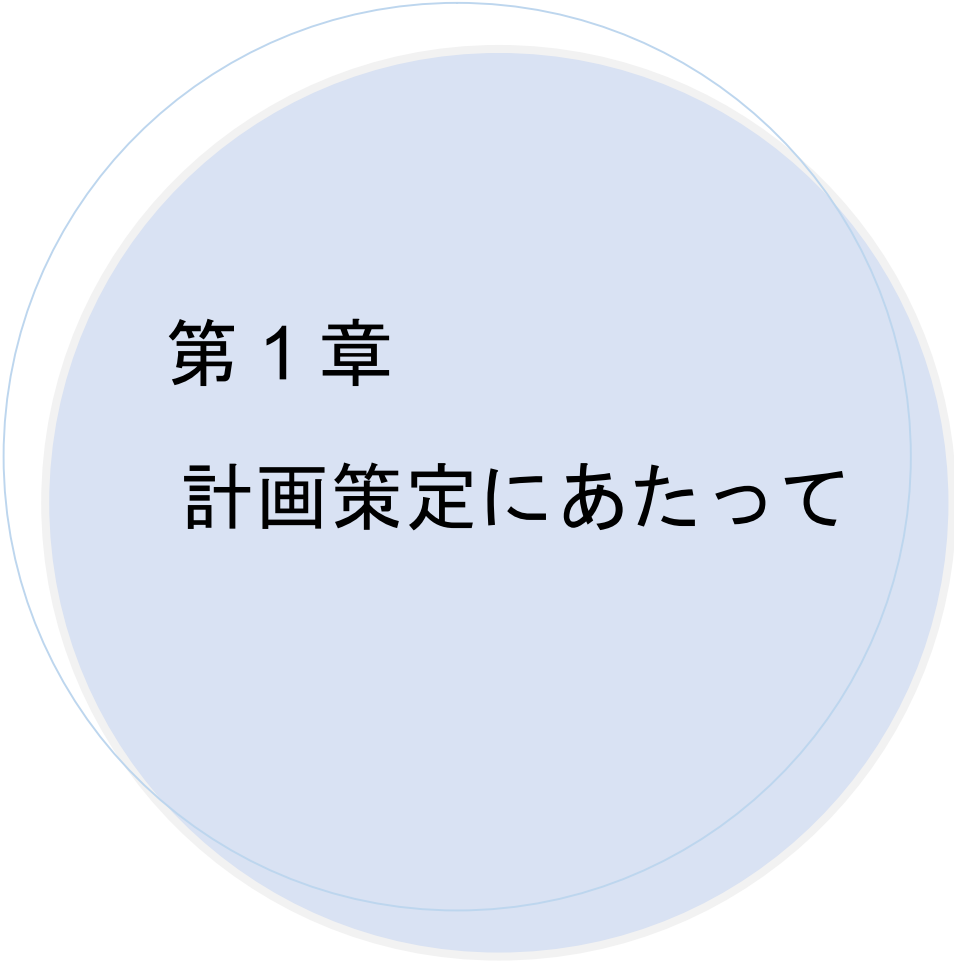
こうしたなか、本市においても、子育て支援施策の具体的かつ総合的な計画として、市民、地域、行政の連携のもと、安全で安心して子育てのできる環境の中で、将来を担う子どもが健やかに成長することができる子育て支援施策目標として、「宇和島市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。この事業計画の基本理念である「笑顔あふれる子どもたちを支え、育む宇和島」を実現するために、保護者が安心して子育てできるさまざまな支援の実施に努め、保護者が子どもの育ちを実感し、子育ての楽しさを感じながら、子どもと共に“育つ”ことができる環境整備を推進してまいりたいと考えております。

最後に、この計画の策定にあたりましてご尽力いただきました宇和島市子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、ニーズ調査・パブリックコメントへのご協力をいただきました市民の皆様に心からお礼申し上げます。

平成 27 年 3 月
宇和島市長 石橋 寛久

目 次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	2
2 計画の法的根拠と位置付け.....	5
3 計画の期間.....	6
4 策定体制.....	6
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状.....	7
1 人口などの状況.....	8
2 子育てを取り巻く現状.....	16
3 次世代育成支援行動計画（後期）の状況.....	20
4 現状・課題のまとめと今後の方向性.....	21
第3章 計画の基本的な考え方.....	23
1 計画の基本理念.....	24
2 計画の視点.....	25
3 計画の基本目標.....	27
4 教育・保育提供区域の設定.....	29
5 施策体系.....	30
第4章 施策展開.....	31
1 子どものいるすべての家庭のために.....	32
2 子どもたちの未来のために.....	56
3 まち全体で子育てを支えるために.....	63
第5章 推進体制.....	73
1 地域における推進体制の充実.....	74
2 庁内における推進体制の充実.....	74
3 社会情勢・経済情勢への対応.....	74
参考資料.....	75
1 意識調査結果の概要.....	76
2 策定経過.....	87
3 子ども・子育て会議設置要綱.....	88
4 委員名簿.....	90



第 1 章

計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨



わが国の少子化は急速に進行しており、平成 24 年の合計特殊出生率（1 人の女性が一生の間に産む子どもの数）は 1.41 と、平成 23 年の 1.39 より若干上昇しているものの、人口を維持するのに必要な 2.07 を大きく下回っています。一方で、夫婦が実際に産む子どもの人数の平均と、夫婦が理想とする子どもの人数の平均との間には開きがみられ、その理由として、子育てに関する不安感や、仕事と子育てとの両立に対する負担感があることが指摘されています。女性の社会進出に伴う低年齢時からの保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景とした子育て不安を抱える保護者の増加など、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化し続けています。

国では、少子化対策として平成 15 年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、総合的な取り組みを進めてきました。

子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度を構築していくため、平成 22 年の「子ども・子育てビジョン」の閣議決定、子ども・子育て新システム検討会議の設置を皮切りに、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討が始まりました。

平成 24 年には、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て関連 3 法」が制定されました。新たな制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援などを総合的に推進していくことがめざされています。

本市は、平成 20 年度に「第 1 次宇和島市総合計画～宇和島新時代の道～」を、平成 21 年度には「宇和島市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、市民、地域、行政の協働による子育て環境の整備に取り組んできました。しかし、本市においても少子化や世帯規模の縮小、女性の社会進出による低年齢時保育ニーズの増大など、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。

以上のことを踏まえ、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に、本計画を策定しました。

＜1＞ 新制度について

子ども・子育て支援新制度とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいいます。

【子ども・子育て支援新制度のポイント】

①認定こども園制度の改善

⇒幼保連携型認定こども園の認可・指導監督を一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置付け

②幼稚園、保育所、認定こども園を通じた共通の給付《施設型給付》及び小規模保育などへの給付《地域型保育給付》の創設

③地域子ども・子育て支援事業の充実（地域子育て支援拠点事業、一時預かり）

④基礎自治体（市町村）が実施主体

⇒市町村が地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施

⑤社会全体による費用負担

⇒消費税引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提

⑥子ども・子育て会議の設置

＜2＞ 新制度の全体象

新制度は大きく「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に分かれます。

■子ども・子育て支援新制度に基づく給付・事業の全体像

◇子ども・子育て支援給付

施設型給付

- 認定こども園
- 幼稚園
- 保育所

地域型保育給付

- 小規模保育
(定員は6人以上19人以下)
- 家庭的保育
(保育者の居宅等において保育を行う。
定員は5人以下)
- 居宅訪問型保育
(子どもの居宅等において保育を行う)
- 事業所内保育
(事業所内の施設等において保育を行う)

児童手当

◇地域子ども・子育て支援事業

- ①利用者支援に関する事業【新設】
- ②延長保育事業
- ③放課後児童クラブ
- ④子育て短期支援事業
- ⑤乳児家庭全戸訪問事業
- ⑥養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童に対する支援に資する事業
- ⑦地域子育て支援事業
- ⑧一時預かり事業
- ⑨病児・病後児保育事業
- ⑩ファミリー・サポート・センター事業
- ⑪妊婦健診
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業【新設】
- ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新設】

＜3＞ 保育認定について

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的標準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を行う仕組みとなっています。

【認定区分について】

認定区分は次の1号から3号の区分に分かれます。

■ 3つの認定区分

1号認定 教育標準時間認定

お子さんが満3歳以上で、教育を希望される場合 **利用先** 幼稚園、認定こども園

2号認定 満3歳以上・保育認定

お子さんが満3歳以上で、「保育の必要な理由（就労、出産など）」に該当し、保育所などでの保育を希望される場合 **利用先** 保育所、認定こども園

3号認定 満3歳未満・保育認定

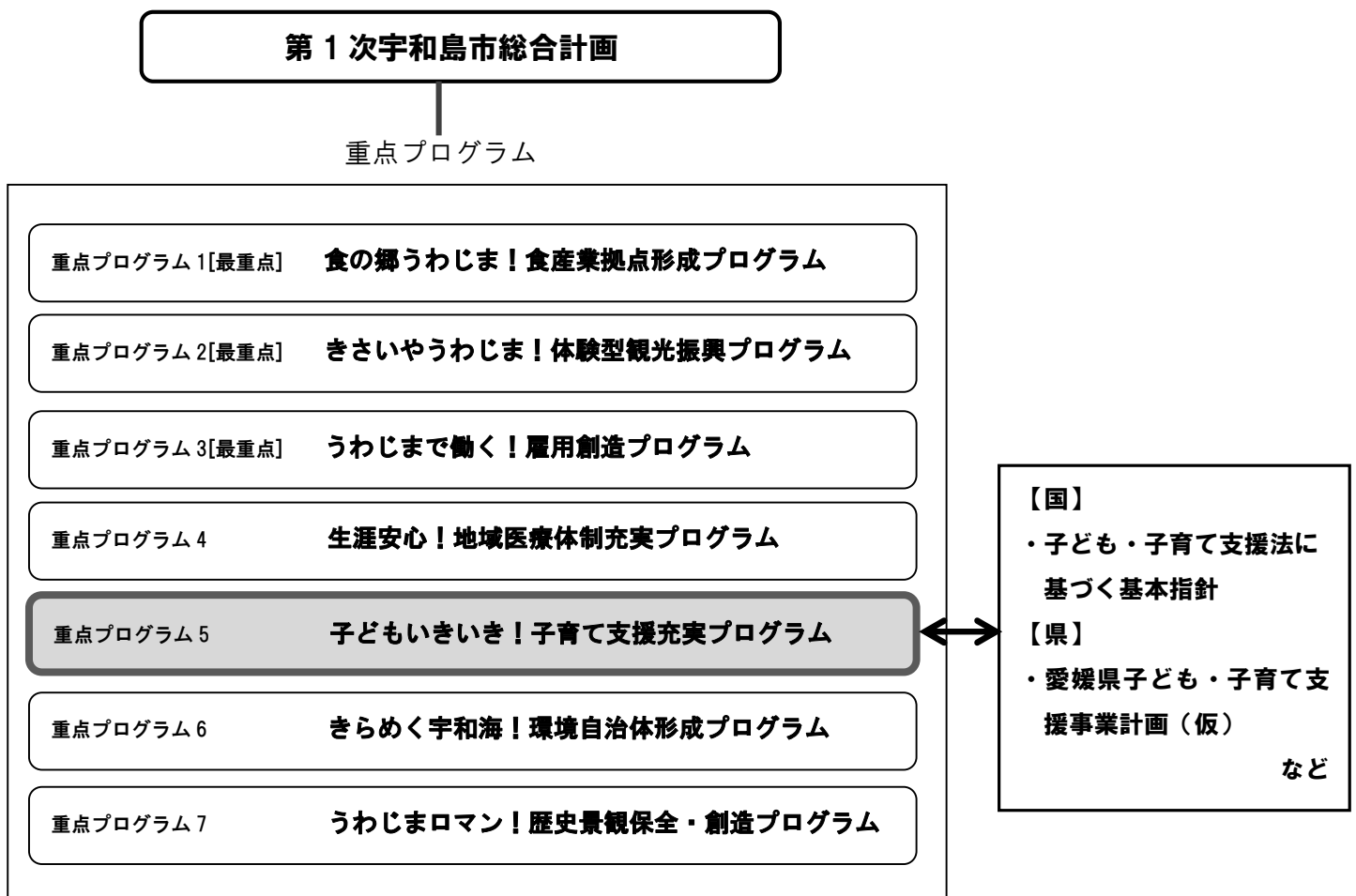
お子さんが満3歳未満で、「保育の必要な理由（就労、出産など）」に該当し、保育所などでの保育を希望される場合 **利用先** 保育所、認定こども園、地域型保育事業所

2 計画の法的根拠と位置付け

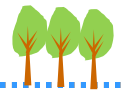


本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。本計画は、少子化解消推進対策とも深く関わりを持つため、次世代育成支援法に基づく「宇和島市次世代育成支援行動計画（後期計画）」の考え方並びに、母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条に基づく「自立促進計画」、母子保健法を踏まえた「健やか親子 21」の考え方を継承するものとします。

また、本計画は、上位計画である「第 1 次宇和島市総合計画～宇和島新時代への道～」や、その他関連計画との整合を図り策定しています。



3 計画の期間



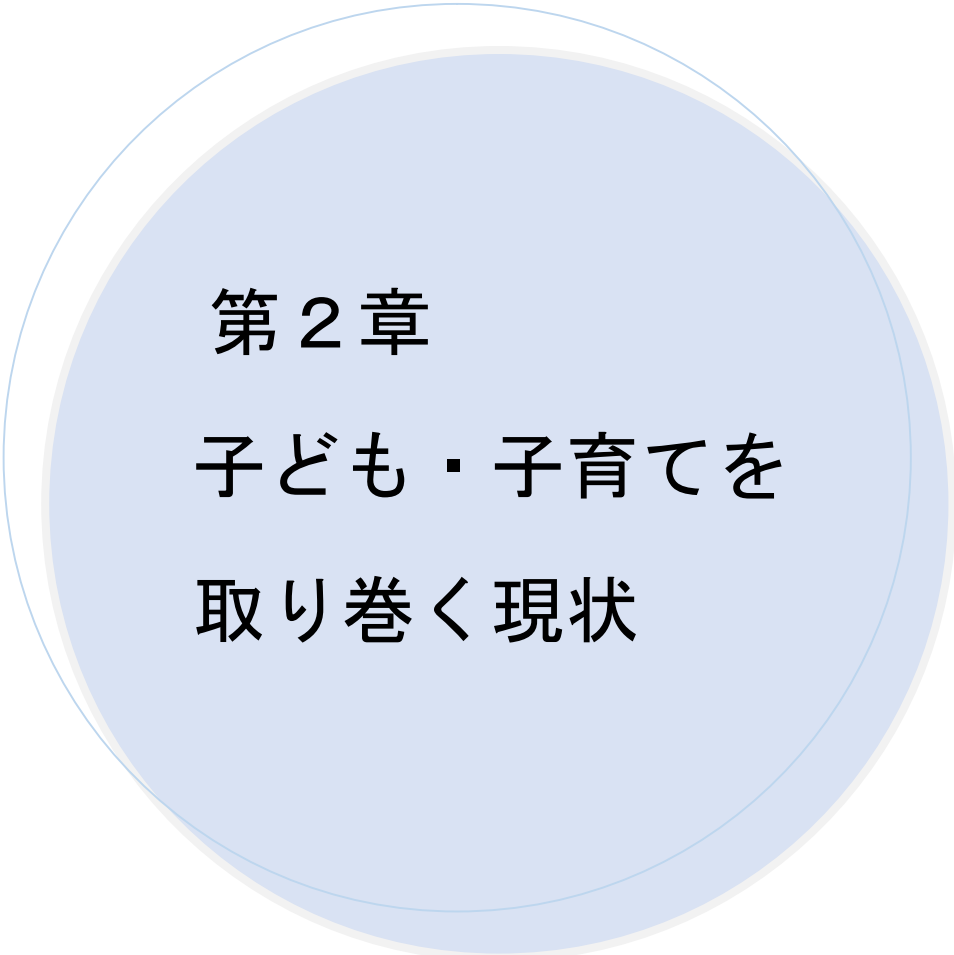
本計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年とします。計画最終年度である平成 31 年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。

(年度)								
H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
策定年度	宇和島市 子ども・子育て支援事業計画（本計画）							
				評価・次期計画策定	次期計画（H32 年度～）			

4 策定体制



本計画の策定にあたっては、保護者、学識経験者、福祉・保健・教育等関係者、行政関係者などで構成する「宇和島市子ども・子育て会議」において計画の内容などを協議し、計画を策定しています。



第2章

子ども・子育てを 取り巻く現状

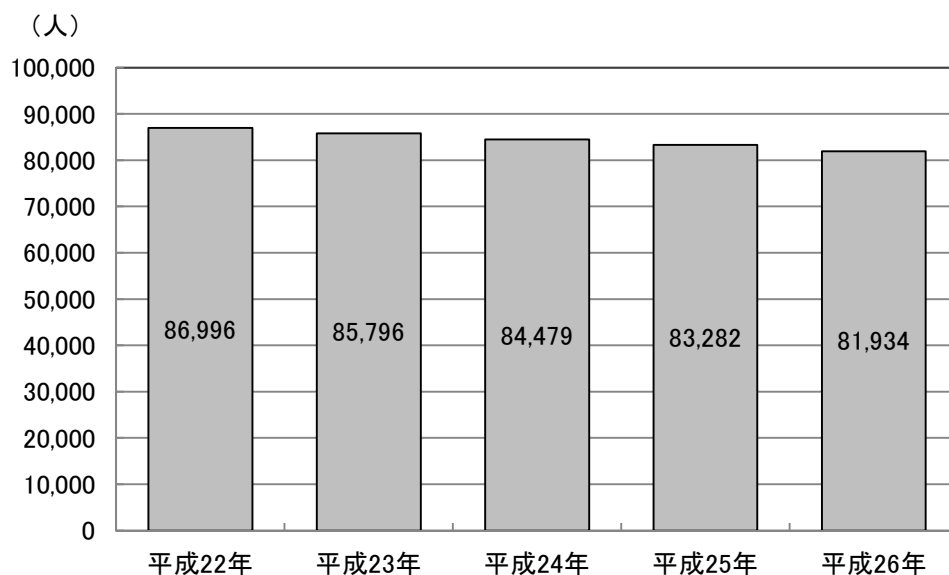
1 人口などの状況



＜1＞ 総人口及び年齢3区分人口の推移状況

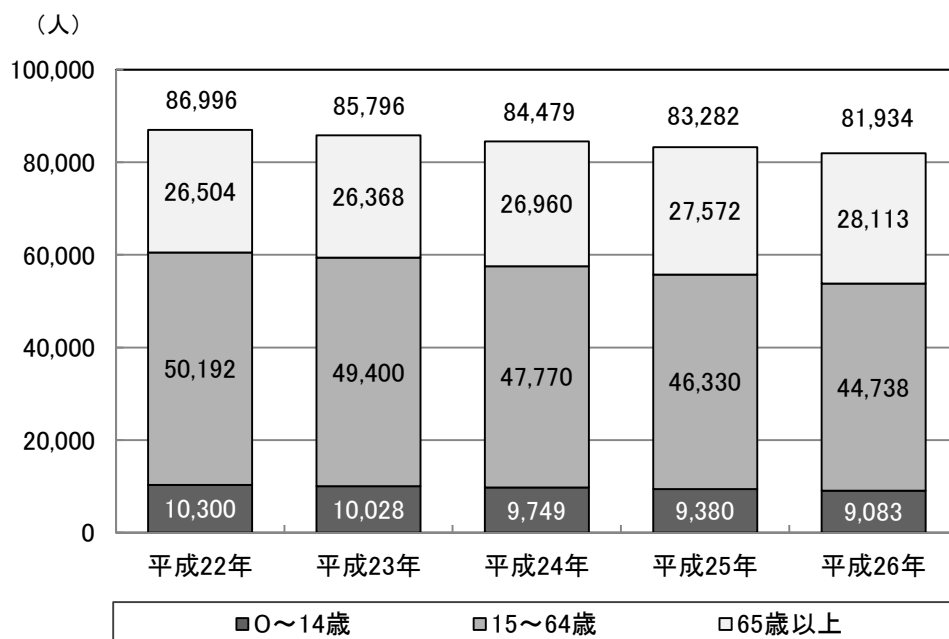
■総人口の推移状況

宇和島市の総人口の状況をみると、年々減少傾向にあり、平成22年の86,996人から、平成26年には81,934人となっています。



■年齢3区分別人口の推移状況

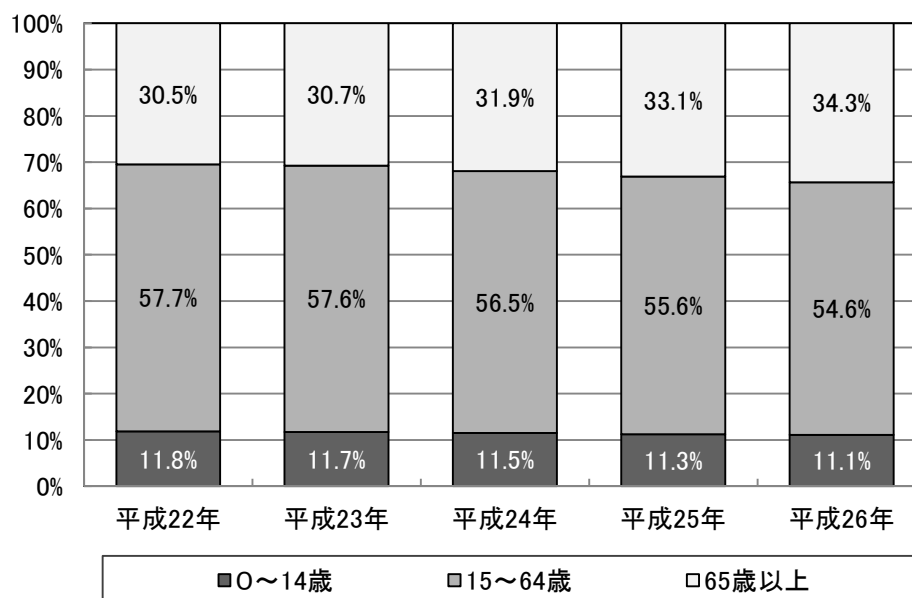
年齢3区分別人口の推移状況をみると、0～14歳、15～64歳ともに減少傾向にある一方、65歳以上については年々増加傾向にあります。



資料:住民基本台帳

■年齢3区分人口比率の推移状況

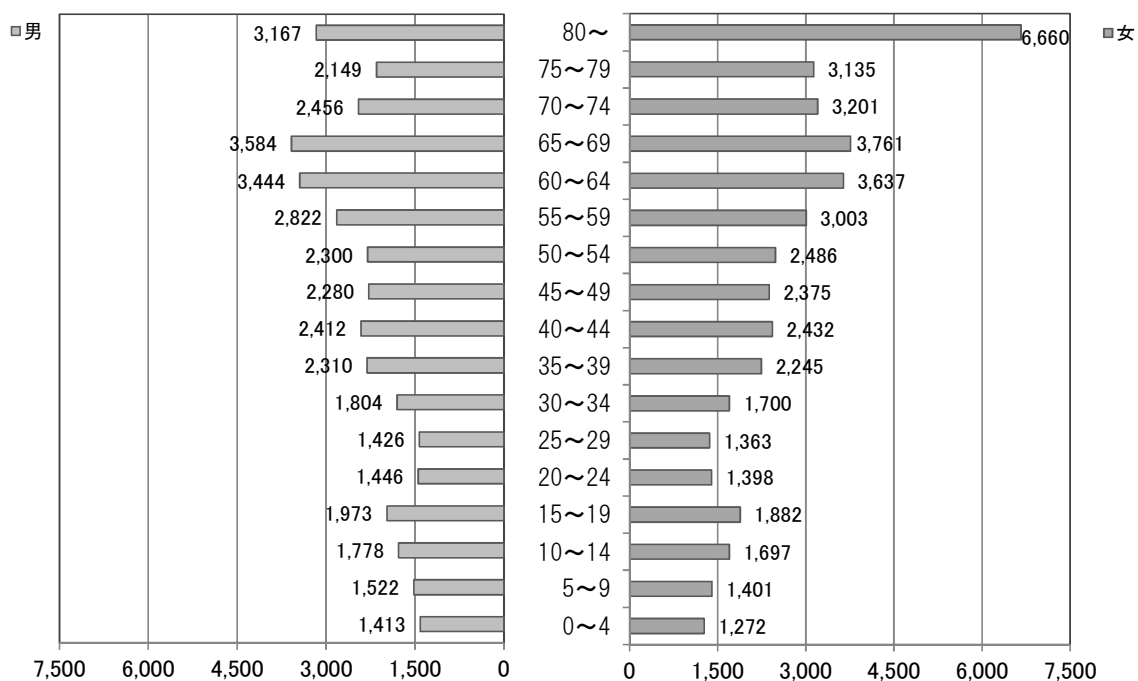
年齢3区分人口比率の推移状況をみると、0～14歳及び15～64歳が低下傾向であるのに対して、65歳以上は上昇傾向にあります。



■人口の構成状況(平成26年)

人口の構成状況をみると、60～64歳及び65～69歳が男女ともに多い状況となっており、子育て世代である20歳代・30歳代は少ない状況となっています。

単位:人



資料:住民基本台帳

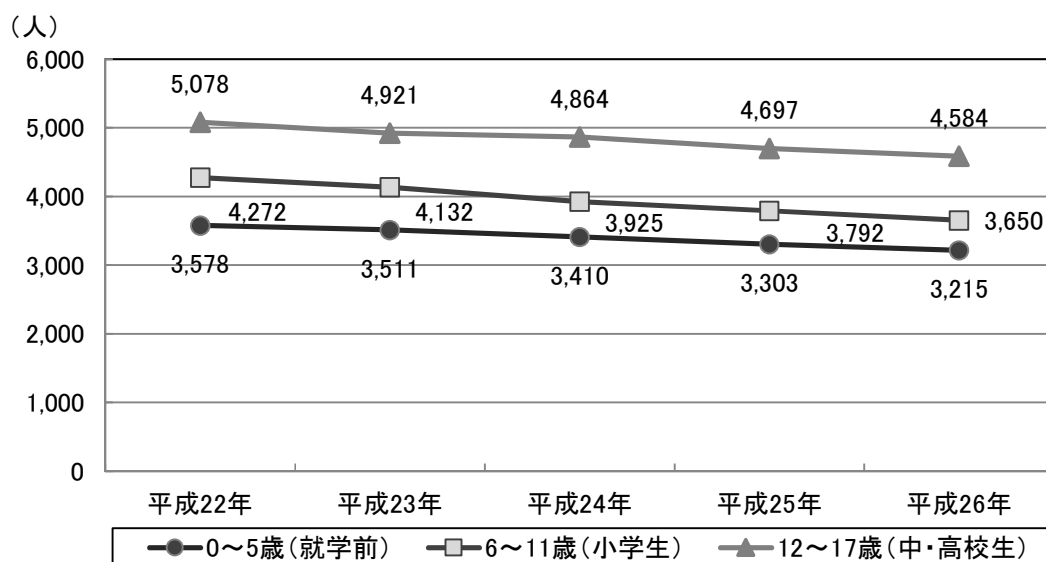
＜2＞ 子どもの推移状況

0～17 歳人口についての推移をみると、減少傾向にあり、0～5 歳・6～11 歳・12～17 歳人口も減少傾向にあります。

■0～17 歳人口の推移状況

単位:人

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
0 歳	589	536	486	520	491
1 歳	563	603	562	494	536
2 歳	595	551	608	560	491
3 歳	613	594	545	611	559
4 歳	608	616	594	536	608
5 歳	610	611	615	582	530
6 歳	628	607	610	616	574
7 歳	644	637	601	601	612
8 歳	725	646	626	602	607
9 歳	726	722	644	626	600
10 歳	789	730	715	634	618
11 歳	760	790	729	713	639
12 歳	860	762	795	725	702
13 歳	770	853	762	796	719
14 歳	820	770	857	764	797
15 歳	891	812	760	851	758
16 歳	838	886	805	758	849
17 歳	899	838	885	803	759
	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
0～5 歳(就学前)	3,578	3,511	3,410	3,303	3,215
6～11 歳(小学生)	4,272	4,132	3,925	3,792	3,650
12～17 歳(中・高校生)	5,078	4,921	4,864	4,697	4,584
小計	12,928	12,564	12,199	11,792	11,449



＜3＞ 世帯数の状況

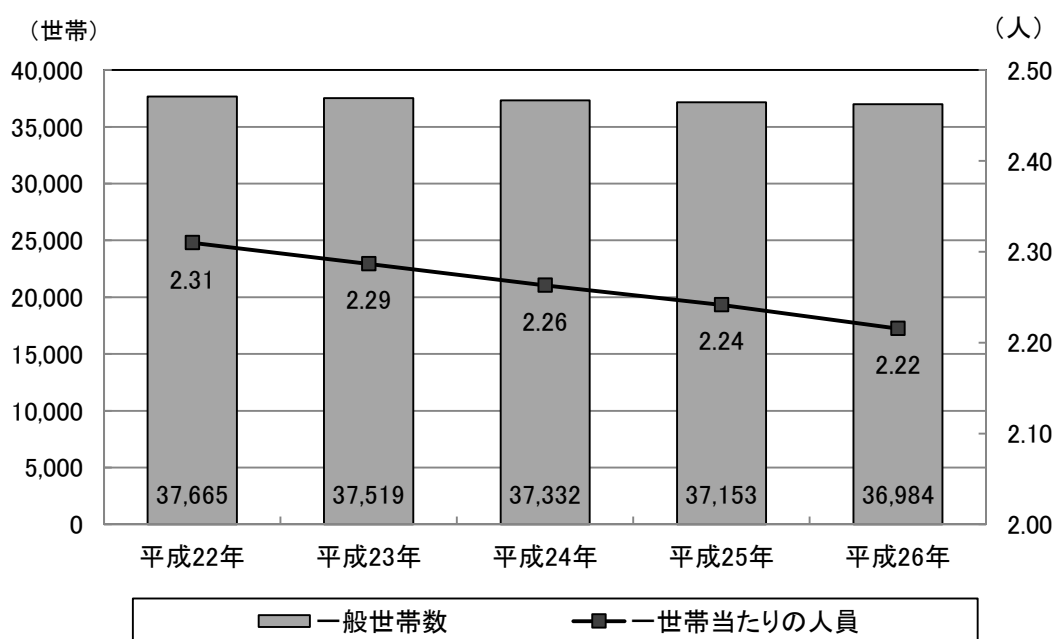
世帯数の推移状況をみると、平成 22 年の 37,665 世帯から平成 26 年には 36,984 世帯まで減少しています。

また、1 世帯当たり人口の推移状況をみると、平成 22 年が 2.31 人であったものが平成 26 年には 2.22 人まで減少しています。

■世帯数及び1世帯当たり人口の推移状況

単位：世帯・人

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
世帯数	37,665	37,519	37,332	37,153	36,984
1 世帯当たり人口	2.31	2.29	2.26	2.24	2.22

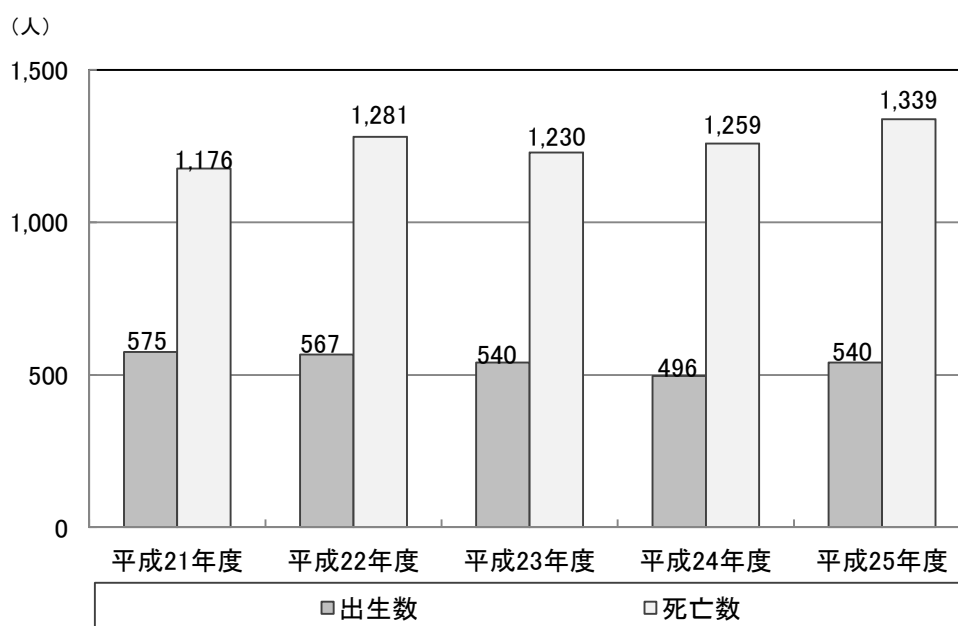


資料：住民基本台帳

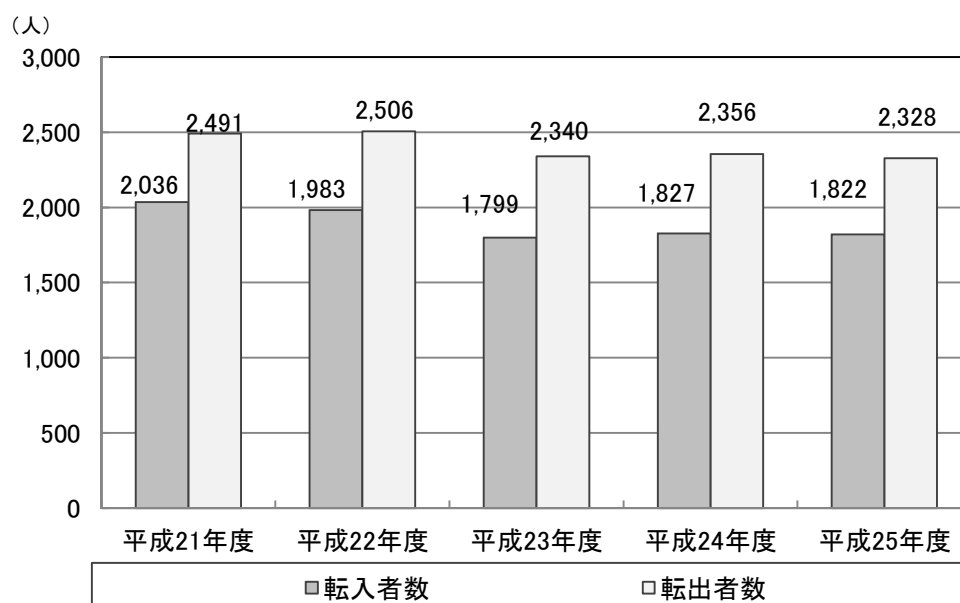
＜４＞ 人口移動の状況

人口動態をみると、自然動態においての人口は減少傾向にあり、社会動態においては、増減を繰り返しています。

■自然動態



■社会動態



資料:住民基本台帳

※各年度3月末、25年度のみ1月1日

＜５＞ 出生数などの状況

母親の年齢別出生数の推移状況をみると、全体としては平成 21 年の 274 人から平成 23 年には 247 人に減少していますが、40～44 歳においては増加しており、高齢出産の傾向がみられます。

■年齢別出生数の推移状況

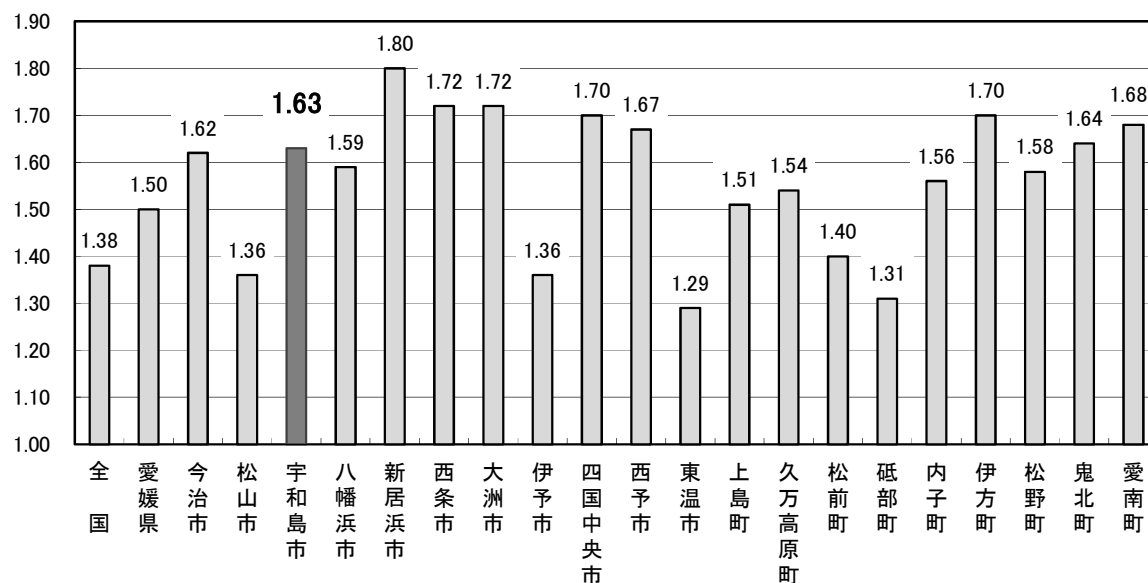
単位:人

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
15～19 歳	6	7	4
20～24 歳	35	37	30
25～29 歳	86	81	84
30～34 歳	99	92	74
35～39 歳	44	39	42
40～44 歳	4	10	13
45～49 歳	0	0	0
合計	274	266	247

資料:愛媛県保健統計年報

合計特殊出生率（※ベイズ推定値）の状況をみると、宇和島市は 1.63 となっており、全国及び愛媛県を上回っている状況です。

■合計特殊出生率（※ベイズ推定値）の状況（平成 20～平成 24 年平均）



※ベイズ推定値とは、対象の市区町村と同質と考えられる周辺地域（二次医療圏）のデータを組み合わせたベイズモデルにより合計特殊出生率及び標準化死亡比を補正し算出した数値です。

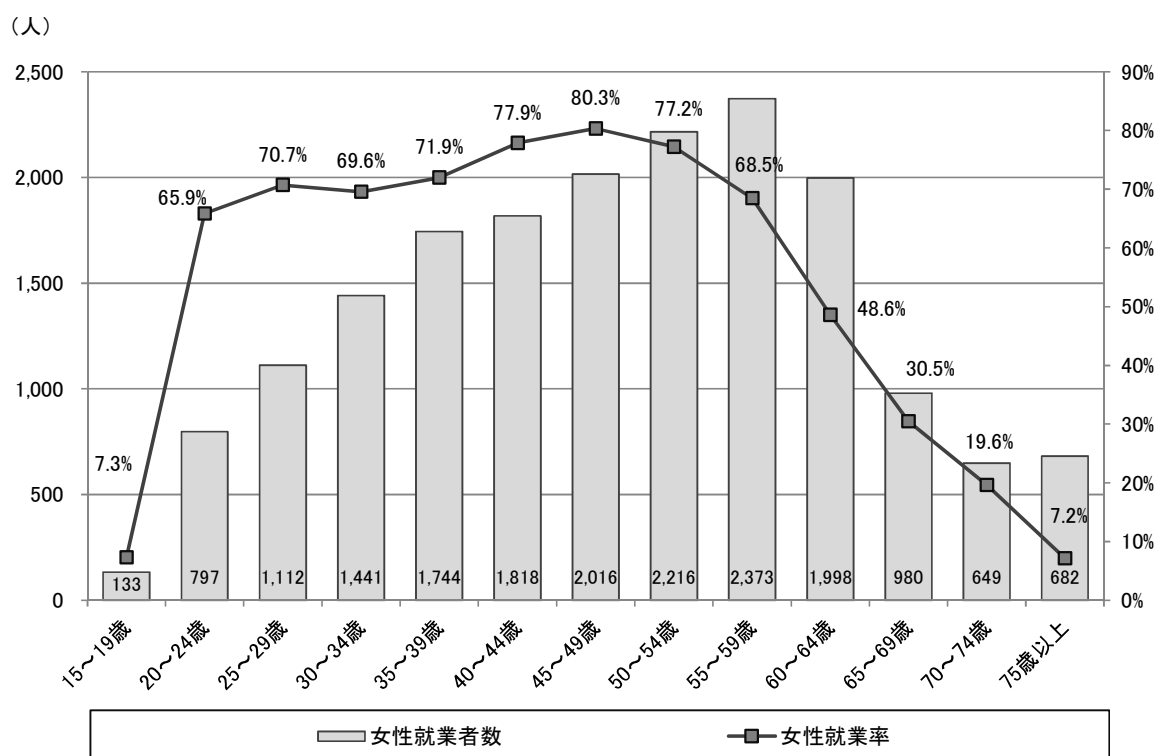
資料:人口動態統計特殊報告

＜6＞ 女性就業者数などの状況

女性就業者数の状況をみると、55～59歳の就業者数が2,373人で最も多くなっています。また、女性就業率では45～49歳が80.3%で最も高くなっています。また、30～34歳で結婚、出産や子育てのため離職し就業率が低下する「M字曲線」の状況が緩やかにみられます。

なお、平成17年と平成22年の女性就業率を比較すると、平成22年の方がM字曲線のくぼみが浅くなっており、結婚や妊娠による離職が減り、就労を継続する女性が増加している状況がみられます。

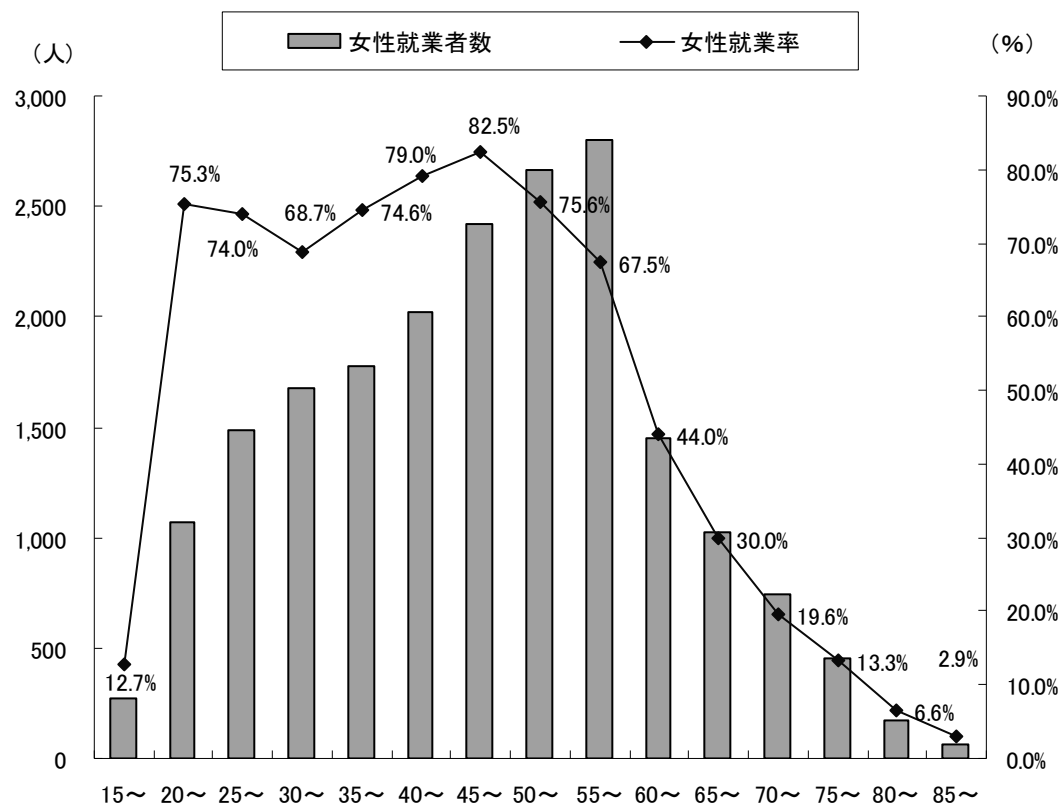
■女性就業者数及び女性就業率の状況(平成22年)



資料: 国勢調査

【参考】

■女性就業者数及び女性就業率の状況(平成 17 年)



資料: 国勢調査

2 子育てを取り巻く現状

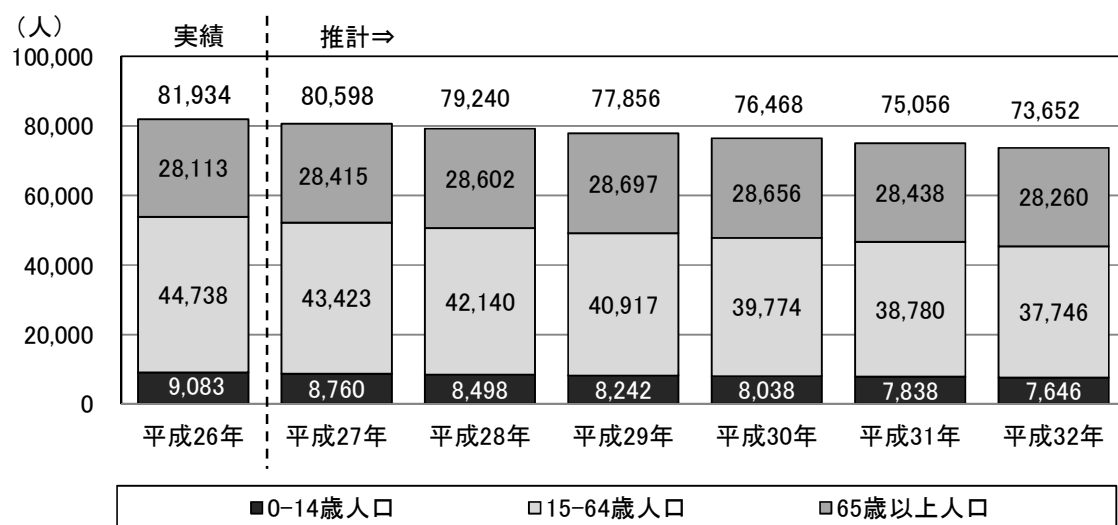


＜1＞ 将来推計人口

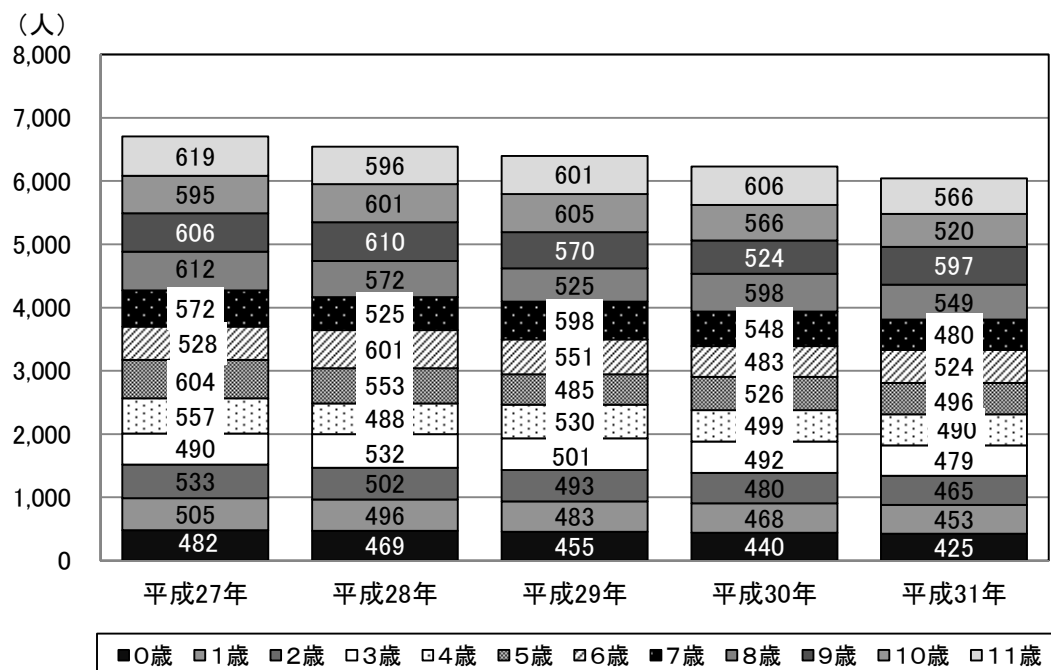
総人口の推計状況を見ると、平成26年の81,934人から、平成32年には73,652人まで減少し、年少人口（0～14歳人口）も平成32年までに1,437人減少予測となっています。

また、65歳以上人口の増加割合が高くなる一方、0～14歳、及び15～64歳人口は年々減少し、少子高齢化が進んでいくと予測しています。

【人口推計】



【児童数の推計】



資料: コーホート要因法による人口推計

＜２＞ 子育て支援サービスの現状

■保育所の入所状況

■保育所の稼働率の推移

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
公立	定員数（人）	1,330	1,300	1,300	1,320	1,280
	児童数（人）	974	939	907	924	898
	稼働率（％）	73.2	72.2	69.8	70.0	70.2
私立	定員数（人）	870	870	870	880	880
	児童数（人）	944	951	936	964	953
	稼働率（％）	108.5	109.3	107.6	109.5	108.3

資料：宇和島市 福祉課

■幼稚園の入所状況

■幼稚園の稼働率の推移

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
公立	定員数（人）	560	560	560	560	560
	児童数（人）	237	250	250	232	204
	稼働率（％）	42.3	44.6	44.6	41.4	36.4
私立	定員数（人）	750	750	750	750	750
	児童数（人）	336	333	322	336	343
	稼働率（％）	44.8	44.4	42.9	41.4	45.7

資料：宇和島市 福祉課

■放課後児童クラブ・放課後子ども教室の現状

放課後児童クラブの推移（延べ人数）

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
石丸ルーム	3,713	3,687	3,892	3,751	3,823
尾串ルーム	10,496	9,444	12,038	11,548	9,127
済美ルーム	5,870	4,689	4,878	4,192	3,886
たちばな学童ルーム	6,876	7,100	7,515	8,719	7,888
元気の泉学童ルーム	5,278	4,727	4,752	5,340	6,919
番城放課後児童クラブ	10,907	10,888	11,041	11,279	10,592
明倫放課後児童クラブ	9,937	9,150	7,964	9,195	9,289
吉田放課後児童クラブ	6,840	5,393	6,703	5,785	4,889
津島放課後児童クラブ	4,761	4,049	5,349	6,098	7,416
合計	64,678	59,127	64,132	65,907	63,829

資料：宇和島市 福祉課

■放課後子ども教室の推移

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
鶴島放課後子ども教室	510	643	686	890	1,245
天神放課後子ども教室	105	120	279	192	285
和霊放課後子ども教室	135	115	232	166	161
高光放課後子ども教室	1,076	1,977	2,176	1,656	1,472
住吉放課後子ども教室	883	677	651	1,555	3,151
三間放課後子ども教室	1,790	3,030	2,773	2,191	2,056
二名放課後子ども教室	380	2,173	1,653	1,296	1,472
成妙放課後子ども教室		384	1,131	1,417	631
畑地放課後子ども教室			1,017	1,014	556
宇和津放課後子ども教室			558	956	1,036
美沼子ども教室					446
合計	4,879	9,119	11,156	11,333	12,511

資料：宇和島市 福祉課

＜３＞ 母子保健事業の現状

■妊婦健診などの現状

	妊婦一般 健康診査	乳児一般 健康診査	3か月児 健康診査	1歳6か月児 健康診査	3歳児 健康診査	5歳児 健康診査		経過観察事業
						状態調べ	健康診査	
対 象	妊婦	乳児	生後3～5か月 児	1歳6～9か月 児	満3歳を超え満 4歳に達しない 幼児	5歳児	状態調べ返信 者の内希望者	経過観察及び 育児支援の必 要な1歳6か月 から就学前の 児とその保護者
内 容	指定医療機関に て実施(委託)	指定医療機関に て実施(委託)	集団健診	集団健診	集団健診	集団健診	集団健診	
	問診	問診	問診	問診	問診		問診	
	・診察、保健指導 ・梅毒血清反応検査 ・血色素検査 ・HTLV-1 抗体検査 ・血圧測定 ・尿化学検査 ・超音波検査 ・血糖検査 ・子宮頸がん検診	・身体計測 ・診察	・身体計測 ・小児科診察 ・育児指導 ・栄養グループ指導	・身体計測 ・小児科診察 ・歯科診察 ・グループ歯科指導 ・育児相談 ・栄養相談	・身体計測 ・小児科診察 ・歯科診察 ・グループ歯科指導 ・育児相談 ・栄養相談	・状態調べ	・身体計測 ・小児科診察 ・集団遊び ・育児相談	・自由遊び ・設定遊び ・心理相談(発達検査) ・座談会 ・育児相談
					【選択項目】 ・心理相談 ・ことばの相談		【選択項目】 ・ことばの相談 ・心理相談 ・就学前相談 ・栄養相談	

3 次世代育成支援行動計画(後期)の状況



■次世代育成支援行動計画（後期）の目標事業量の状況

事業項目		単位	平成 22 年度	平成 26 年度
通常保育事業 (3歳未満児)	認可保育所	人	707	701
	家庭的保育事業	人	0	0
通常保育事業 (3歳以上児)	認可保育所	人	1,119	938
	家庭的保育事業	人	0	0
保育所数	通常保育所数	か所	26	26
	へき地保育所数	か所	3	2
特定保育事業		人	40	40
		か所	1	1
延長保育事業		人	85	85
		か所	6	6
夜間保育事業		人	0	0
		か所	0	0
トワイライトステイ事業		人	0	0
		か所	0	0
休日保育事業		人	10	10
		か所	1	1
病児・病後児保育 事業	病児・病後児保育事業	日数	597	597
		か所	1	1
	体調不良型	日数	0	200
		か所	0	1
一時預かり事業	合計	日数	2,741	2,741
	保育所型	か所	6	6
	地域密着型	か所	0	0
	地域密着型Ⅱ型	か所	0	0
ショートステイ事業		か所	0	0
放課後児童健全育成事業		人	396	396
		か所	9	10
放課後子ども教室		人	106	142
		か所	7	8
地域子育て支援拠 点事業	センター型	か所	5	5
	ひろば型	か所	0	0
	児童館型	か所	0	0
ファミリー・サポート・センター事業		か所	1	1

4 現状・課題のまとめと今後の方向性



1 地域特性をふまえた教育・保育環境づくり

本市においても児童数が減少していくことが予想される一方で、女性の就労率の増加やライフスタイルの変化などから教育・保育のニーズは多様化しています。これらのニーズに対して、一人ひとりの子育て家庭の状況に応じた対応が必要です。

また、地域によって施設整備状況が異なるため、利用者の利便性にも配慮しつつ、地域の実情に応じた教育・保育サービスに関わる需要と供給の適正なバランスを取ることが求められます。

2 安心して子育てができる環境づくり

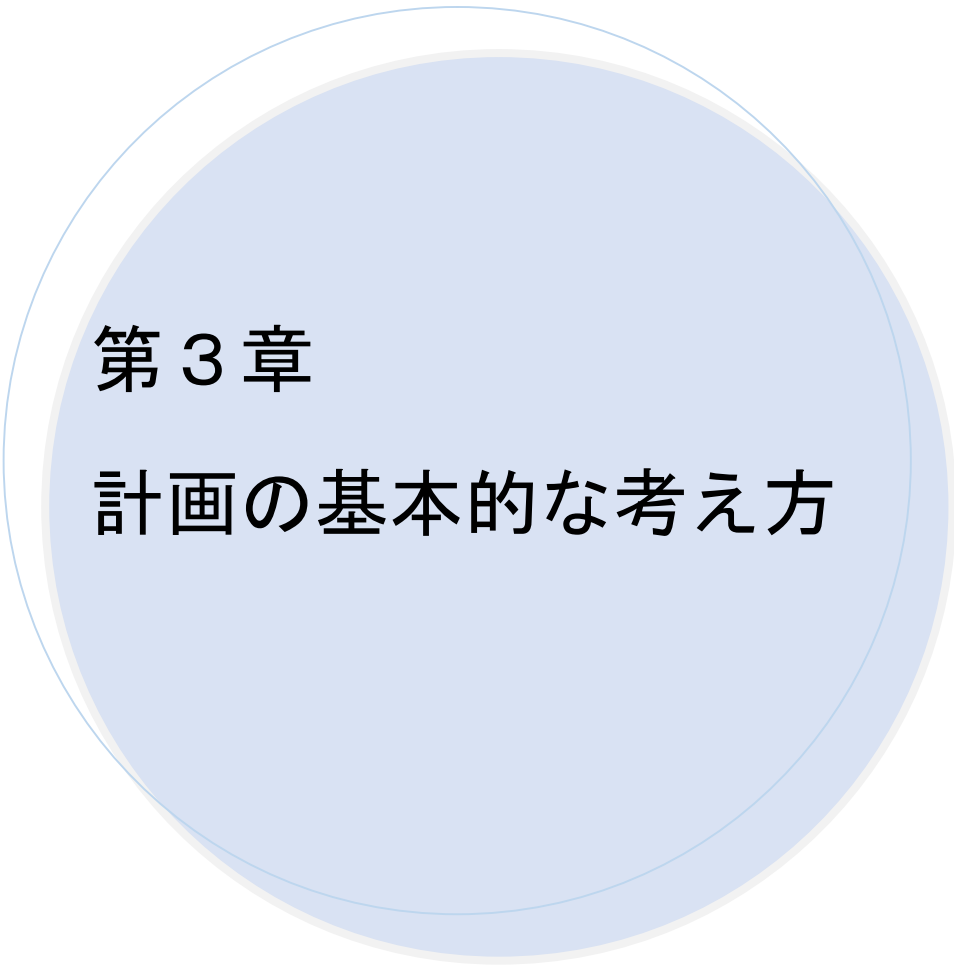
核家族化や地域での関わりの希薄化が進む中、育児不安や育児ストレスを抱えている家庭は増加傾向にあります。また、ひとり親家庭世帯も年々増加傾向にあり、なかには経済的な支援を必要とする世帯もあります。

子育ての基本は家庭にあります。次代の社会を担う子どもを健やかに育むことは、地域や社会の責任です。このため、支援を要する家庭への地域住民による子どもや子育て家庭の見守りやアドバイスなど、積極的に子育てに係わり、子育て家庭が地域で安心して暮らせるような子育てしやすいまちづくりが重要です。

3 働きながら子育てできる環境づくり

女性の就労者が増えており、意識調査においても就労を希望する人は増加傾向にあります。女性の社会参加が進む一方で、未婚率の上昇や出生数の減少が危惧されます。女性が社会参加していても結婚や出産、子育てといった希望が安心して叶えられる環境づくりが求められます。

働きながら子育てできる環境づくりに向けては、教育・保育サービスの充実以外にも、家庭での役割分担、企業の協力に向けた広報・活動、地域での子育て支援のための人材育成など、多面的にアプローチしていくことが求められ、市全体としての意識啓発や仕組みづくりが必要です。



第 3 章

計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念



宇和島市では、これまで次世代育成支援行動計画（前期・後期計画）の10年間に於いて、「保護者のニーズに対応した子育て支援の充実による“少子化対策”」という視点と「子どもにとっての幸せを念頭に置いた“子育て環境の整備”」という2つの視点から子育て支援を充実させることを目的に子育ての総合的な取り組みを推進してきました。

平成27年度からは子ども・子育て支援新制度がスタートし、新たな仕組みで子育て支援がはじまります。新制度導入にあたってはこれまでの成果に積み重ねながら、さまざまな保護者のニーズを踏まえた施策の展開が求められています。

こうした中、子どもが幸せに育つためには、一番身近にいるお父さん、お母さんが安定した気持ちで子どもと関わり、共に生活することがとても大切です。子どもたちが健やかに成長するためには、子どもを育てる保護者が心身ともに健康であることが前提であると考えます。保護者が安心して子育てできるように、さまざまな支援を実施するよう努めていきます。また、保護者が子どもの育ちを実感し、子育ての楽しさを感じながら、子どもと共に“育つ”ことを目的に、本計画の基本理念を掲げます。

基本理念

笑顔にあふれる子どもたちを支え、育む宇和島

2 計画の視点



本計画の策定と実施にあたっては、以下の視点を大切にします。

この3つの視点は、家庭・地域・行政が協力し合って「宇和島市の子育て」を推進していくものとします。

1 子どものいるすべての家庭のために

子育て家庭の生活実態や子育て支援の利用者のニーズは多様化しています。そうした中でも、子どものいるすべての家庭が安心して子育てができるために、家庭の特性や多様なニーズに対応できるよう、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的なサービスの提供を進めます。

2 子どもたちの未来のために

子どもが心身ともに健やかに成長するためには、幼児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、学童期における心身の健全な発達を通じて、他人の人権を尊重する精神を基礎として、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められることが重要です。子どもの人権が尊重され、豊かな人間性が育まれ、子どもたちがいきいきと育つまちをめざした施策を推進します。

3 まち全体で子育てを支えるために

子育てに対する不安や負担感を感じる保護者が増加しているなか、子育てをまち全体で支えることが一層重要となっています。色々な視点からの子育てを支援するために地域のネットワークづくりや住環境の整備、子どもの安全を確保するための支援体制を整備します。

■計画の視点の概念図

1 子どものいるすべての家庭のために



- 教育・保育事業の提供
- 健康保持のための取組
- 要保護児童への支援 など

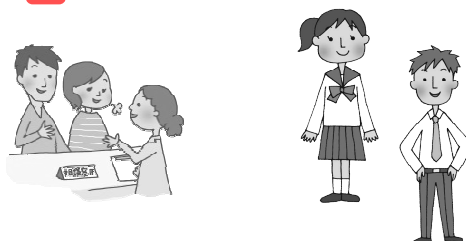
2 子どもたちの未来のために



- 教育環境の整備
- 生きる力の育成
- 地域の子育て力の育成 など

地域社会全体で
“子育て・子育ち”を応援

3 まち全体で子育てを支えるために



- 地域の支え合い
- 安全に暮らすための取組
- 仕事と家庭生活の調和

3 計画の基本目標



1 子どものいるすべての家庭のために

基本目標1 多様なニーズに応えた体制を整えます【必須記載事項】

- (1)教育・保育事業の提供
- (2)地域子ども支援事業の提供
- (3)幼児期における教育・保育の一体的提供

基本目標2 親と子が健康に過ごせるよう支援します

- (1)子どもや保護者の健康の確保
- (2)食育の推進
- (3)小児医療の充実

基本目標3 子どもや保護者へのきめ細やかな取り組みを実施します

- (1)児童虐待防止対策の充実
- (2)ひとり親家庭の自立支援の推進
- (3)障害児・発達障害児施策の充実

2 子どもたちの未来のために

基本目標4 子どもたちの成長のために教育環境を整えます

- (1)幼児教育の充実
- (2)学校の教育環境などの整備

基本目標5 生きる力の育成を支援します

- (1)家庭や地域の教育力の向上
 - (2)思春期における保健教育の充実
- ※次世代では「次の世代の親の育成」

3

まち全体で子育てを支えるために

基本目標6 地域で支え合える環境を整えます

- (1) 地域における子育てサービスの充実
- (2) 子育て支援ネットワークづくり
- (3) 地域の子育て力の育成支援

基本目標7 仕事と家庭生活を両立できるよう支援します

- (1) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し
- (2) 仕事と子育ての両立の推進
- (3) 子育てに伴う負担の軽減

基本目標8 子どもが安全に暮らせるための環境を整えます

- (1) 子育て・子育てにやさしい環境整備
- (2) 子どもの安全確保のための活動
- (3) 子どもを犯罪などの被害から守るための組織づくり

4 教育・保育提供区域の設定



＜1＞教育・保育提供区域とは

子ども・子育て支援法第 61 条により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況などを総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定することが義務付けられています。

＜2＞区域設定について留意すべきポイント

【区域設定における主な国の考え】（子ども・子育て支援法に基づく基本指針案 参照）

- 地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める。
- 小学校区単位、中学校区単位、行政区単位など、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める。
- 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。

以上の内容をふまえ、本市の地域の実情を考慮した結果、本市における教育・保育提供区域については「宇和島市全域」を基本として設定します。

5 施策体系



【基本理念】

笑顔あふれる子どもたちを支え・育む宇和島

【計画の視点】

【基本目標】

子どものいる
すべての家庭のために

基本目標1

多様なニーズに応えた体制を整えます

基本目標2

親と子が健康に過ごせるよう支援します

基本目標3

子どもや保護者へのきめ細やかな取り組みを実施します

子どもたちの
未来のために

基本目標4

子どもたちの成長のために教育環境を整えます

基本目標5

生きる力の育成を支援します

まち全体で子育てを
支えるために

基本目標6

地域で支え合える環境を整えます

基本目標7

仕事と家庭生活を両立できるよう支援します

基本目標8

子どもが安全に暮らせるための環境を整えます





第 4 章

施策展開

1 子どものいるすべての家庭のために



基本目標1 子育て環境の整備【必須記載事項】

＜1＞ 教育・保育事業の提供

(単位:人)		平成 27 年度				平成 28 年度				平成 29 年度			
		1号 (3-5 歳 教育の み)	2号 (3-5 歳 保育の 必要性 あり)	3号 (0-2 歳 保育の必要性あり)		1号 (3-5 歳 教育の み)	2号 (3-5 歳 保育の 必要性 あり)	3号 (0-2 歳 保育の必要性あり)		1号 (3-5 歳 教育の み)	2号 (3-5 歳 保育の 必要性 あり)	3号 (0-2 歳 保育の必要性あり)	
				0 歳	1～2 歳			0 歳	1～2 歳			0 歳	0 歳
①量の見込 (必要利用定員総数)		497	1,120	150	598	473	1,091	146	575	456	1,051	142	562
確保の 内容	特定教育・保育施設	179	1,120	147	567	179	1,120	147	567	179	1,120	147	567
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他施設	318	0	3	31	318	0	3	31	318	0	3	31
小計②		497	1,120	150	598	497	1,120	150	598	497	1,120	150	598
②－①		0	0	0	0	24	29	4	24	41	69	8	36

		平成 30 年度				平成 31 年度			
		1号 (3-5 歳 教育のみ)	2号 (3-5 歳 保育の 必要性 あり)	3号 (0-2 歳 保育の必要性あり)		1号 (3-5 歳 教育のみ)	2号 (3-5 歳 保育の 必要性 あり)	3号 (0-2 歳 保育の必要性あり)	
				0 歳	1～2 歳				
①量の見込 (必要利用定員総数)		456	1,052	137	546	441	1,016	132	529
確保の 内容	特定教育・保育施設	179	1,120	147	567	179	1,120	147	567
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他施設	318	0	3	31	318	0	3	31
小計②		497	1,120	150	598	497	1,120	150	598
②－①		41	68	13	52	56	104	18	69

【1号認定(2号認定幼稚園希望も含む)】

確保方策の内容	【実施体制】 ・市内 14 か所の幼稚園で実施 ・28 年度より、認定こども園を2か所開設 (関連幼稚園 ▲2園) 【実施機関】 ・明倫幼稚園 ・宇和津幼稚園 ・番城幼稚園(認定こども園) ・九島幼稚園 ・三間幼稚園(認定こども園) ・清満幼稚園 ・岩松幼稚園 ・畑地幼稚園 確認を受けない幼稚園(27 年 2 月時点) ・愛和聖母幼稚園 ・伊吹幼稚園 ・鶴城幼稚園 ・環太平洋大学短期大学部附属幼稚園 ・八幡幼稚園 ・村井幼稚園・和霊幼稚園 【確保方策】 ○就学前児童が減少傾向にあることから、実績と比べるとニーズ量が下回っており、供給量は足りていると判断できます。
---------	--

【2号認定(3歳以上保育所)】

確保方策の内容	【実施体制】 ・市内 26 か所の保育所(所)、1か所の家庭的保育、2か所の事業所内保育所で実施 ・28 年度より、認定こども園を2か所開設 (関連保育所 ▲2園) 【実施機関】 ・宇和島済美保育園 ・立正保育園 ・尾串保育園 ・丸穂保育園 ・石丸保育園 ・元気の泉保育園 ・高光保育園 ・美德保育園(認定こども園) ・大浦保育園 ・みゆき保育園 ・甘崎保育園 ・小池保育園 ・三浦保育園 ・吉田愛児園 ・奥南保育園 ・喜佐方保育園 ・玉津保育園 ・たちばな保育園 ・三間保育園(認定こども園) ・成妙保育園 ・二名保育園 ・岩松保育園 ・嵐保育園 ・北灘保育園 ・戸島保育所 ・日振島保育所 ・ルームこもぶち ・さくら保育園 ・ひよこ一む 【確保方策】 ○就学前児童が減少傾向にあることから、実績と比べるとニーズ量が下回っており、供給量は足りていると判断できます。 ○28 年度は実績をニーズ量が上回っているが、定員に対し、充足率が 85.2%であるため対応可能と判断します。
---------	---

【3号認定(0歳保育所)】

確保方策 の内容	【実施体制】 ・市内 24 か所の保育所、2か所の事業所内保育所で実施 ・28 年度より、認定こども園を2か所開設 (関連保育所 ▲2園) 【実施機関】 ・宇和島済美保育園 ・立正保育園 ・尾串保育園 ・丸穂保育園 ・石丸保育園 ・元気の泉保育園 ・高光保育園 ・美德保育園(認定こども園)* ・大浦保育園 ・みゆき保育園 ・甘崎保育園 ・小池保育園 ・三浦保育園 ・吉田愛児園 ・奥南保育園 ・喜佐方保育園 ・玉津保育園 ・たちばな保育園 ・三間保育園(認定こども園) ・成妙保育園 ・二名保育園 ・岩松保育園 ・嵐保育園 ・北灘保育園 ・さくら保育園 ・ひよこるーむ 【確保方策】 ○就学前児童が減少傾向にあることから、実績と比べるとニーズ量が下回っており、供給量は足りていると判断できます。 また、28 年度に施設整備を行う、認定こども園(美德保育園)、大浦保育園の改築により、安定した確保を図ります。
-------------	---

【3号認定(1.2歳保育所)】

確保方策 の内容	【実施体制】 ・市内 24 か所の保育所(所)、2か所の事業所内保育所で実施 ・28 年度より、認定こども園を2か所開設 (関連保育所 ▲2園) 【実施機関】 ・宇和島済美保育園 ・立正保育園 ・尾串保育園 ・丸穂保育園 ・石丸保育園 ・元気の泉保育園 ・高光保育園 ・美德保育園(認定こども園)* ・大浦保育園 ・みゆき保育園 ・甘崎保育園 ・小池保育園 ・三浦保育園 ・吉田愛児園 ・奥南保育園 ・喜佐方保育園 ・玉津保育園 ・たちばな保育園 ・三間保育園(認定こども園) ・成妙保育園 ・二名保育園 ・岩松保育園 ・嵐保育園 ・北灘保育園 ・さくら保育園 ・ひよこ一む 【確保方策】 ○就学前児童が減少傾向にあることから、実績と比べるとニーズ量が下回っており、供給量は足りていると判断できます。 また、28 年度に施設整備を行う、認定こども園(美德保育園)、大浦保育園の改築により、安定した確保を図ります。
---------------------	---

＜２＞ 地域子ども支援事業の提供

■地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

		平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度 (見込み)	平成 28 年度 (見込み)	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度 (見込み)	平成 31 年度 (見込み)
時間外保育事業 (延長保育)		368 人	661 人	648 人	631 人	622 人	620 人
放課後児童健全育成事業	低学年	385 人	293 人	283 人	284 人	279 人	263 人
	高学年		115 人	110 人	111 人	109 人	103 人
子育て短期支援事業		0 人日	21 人日	21 人日	21 人日	21 人日	21 人日
地域子育て支援拠点事業		13,309 人日	40,165 人日	40,220 人日	39,052 人日	37,884 人日	36,716 人日
一時預かり事業	幼稚園の預かり事業	9,240 人日	2,764 人日	2,609 人日	2,552 人日	2,566 人日	2,609 人日
	保育所の預かり事業	2,230 人日	4,871 人日	4,595 人日	4,499 人日	4,513 人日	4,590 人日
病児・病後児保育事業		563 人日	976 人日	957 人日	931 人日	919 人日	914 人日
ファミリー・サポート・センター事業		1,458 人日	1,458 人日	1,458 人日	1,458 人日	1,458 人日	1,458 人日
妊婦健診事業		7,370 回	7,164 回	6,958 回	6,739 回	6,532 回	6,326 回
乳児家庭全戸訪問事業		533 人	482 人	469 人	455 人	440 人	425 人
養育支援訪問事業		0 件	20 件	20 件	20 件	20 件	20 件
利用者支援		—	0 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

【2-1:時間外保育事業】

事業内容	保育所が通常の保育時間(8時間)を超えて行う保育サービスです。
提供体制	【実施体制】 ・市内6か所の法人保育所で実施 【実施機関】 ・宇和島済美保育園 ・立正保育園 ・尾串保育園 ・丸穂保育園 ・石丸保育園 ・元気の泉保育園
確保方策の内容	○27 年度以降、実績に対しニーズ量が上回る見込みとなっており、公立保育所の標準保育時間の見直し(18:30 までの開園)により、ニーズ量への対応を行います。

■時間外保育事業：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位:人)	平成25年度 実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	368	661	648	631	622	620
②確保方策		661	648	631	622	620
②ー①		0	0	0	0	0

【2-2: 放課後児童健全育成事業】

事業内容	就労などの理由により昼間保護者のいない家庭の児童に対して、適切な遊びと生活の場として児童クラブを設置し、児童の健全な育成を図る事業です。
提供体制	【実施体制】 ・市内9か所の放課後児童クラブで実施 【実施機関】 ・石丸ルーム ・尾串ルーム ・済美ルーム ・たちばな学童ルーム・元気の泉学童ルーム ・明倫放課後児童クラブ ・番城放課後児童クラブ ・吉田町放課後児童クラブ ・津島放課後児童クラブ
確保方策の内容	○実績に対し、ニーズは増加傾向と見込んでいますが、開所日数に対する延べ人数を考慮した実人数が 222 人と登録人数の 57.6%となっているため、全体の供給量は足りていると判断します。 ○番城小学校校区、明倫小学校校区の受け入れが上限人数に迫っていることから 29 年度を目途に施設整備を行っていきます。 (番城放課後児童クラブ 28 年度 常時 60 人対応に整備)

■放課後児童健全育成事業:「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位: 人)		平成 25 年度実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	低学年	385	293	283	284	279	263
	高学年		115	110	111	109	103
	合計		408	393	395	388	366
②確保方策	低学年		332	332	332	332	332
	高学年		53	53	53	53	53
	合計		385	385	385	385	385
②-①	低学年		39	49	48	53	69
	高学年		-62	-57	-58	-56	-50
	合計		-23	-8	-10	-3	19

【2-3:子育て短期支援事業(ショートステイ)】

事業内容	保護者が仕事など、一時的に家庭で養育ができなくなった時に、概ね1週間以内の短時間において、児童養護施設などで児童を擁護・保育する事業です。
提供体制	・なし
確保方策の内容	○今後について、新事業として実施するにあたっては人材面、実施主体など課題があるため、今後は状況に応じて事業の実施を検討します。 緊急時には、児童相談所との連携により対応したいと考えます。

■子育て短期支援事業:「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位:人日)	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	0	21	21	21	21	21
②確保方策		0	21	21	21	21
②-①		-21	0	0	0	0

【2-4:地域子育て支援拠点事業】

事業内容	主に乳幼児とその保護者に対する育児支援を目的とした事業です。 子育て相談、親子遊び、親子ひろばなどを実施します。
提供体制	【実施体制】 ・市内5か所の法人保育所で実施 【実施機関】 ・宇和島済美保育園 ・立正保育園 ・尾串保育園 ・石丸保育園 ・元気の泉保育園
確保方策の内容	○ニーズ調査などによる把握した日数に基づき量を見込み、既存の拠点施設の利用啓発活動を行うとともに、27年度以降の利用状況に基づき、新たな事業実施の検討を進めます。 また、地域における子育てサロン事業の推進、情報提供や技術指導を行い、居住している地域での親子の交流の場の継続的発展につなげます。

■地域子育て支援拠点事業:「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位:回)	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	13,309	40,165	40,220	39,052	37,884	36,716
②確保方策		40,165	40,220	39,052	37,884	36,716
②-①		0	0	0	0	0

【2-5:一時預かり事業】

幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)

事業内容	幼稚園の教育標準時間終了後、保護者の希望に応じて、時間を延長して在園児を預かる事業です。
提供体制	【実施体制】 ・市内6か所の法人幼稚園で実施 ・28年度より、番城幼稚園(認定こども園)、三間幼稚園(認定こども園) 【実施機関】 ・愛和聖母幼稚園 ・伊吹幼稚園 ・鶴城幼稚園 ・環太平洋大学短期大学部附属幼稚園 ・八幡幼稚園 ・村井幼稚園 ・番城幼稚園(認定こども園)・三間幼稚園(認定こども園)
確保方策の内容	○就学前児童が減少傾向にあることから、実績と比べるとニーズ量が下回っており、供給量は足りていると判断できます。

■一時預かり事業:「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位:人日)		平成 25 年度 実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1 号認定	9,240	2,128	2,008	1,964	1,975	2,008
	2 号認定		636	601	588	591	601
合計			2,764	2,609	2,552	2,566	2,609
②確保方策			2,764	2,609	2,552	2,566	2,609
②－①			0	0	0	0	0

保育所における一時預かり

事業内容	保護者の断続的・短時間の就労や保護者の疾病などにより一時的に保育に欠ける就学前の児童に対し保育所において保護者に代わって一時的に保育する事業です。
提供体制	【実施体制】 ・市内6か所の法人保育所で実施 28年度以降、美德保育園(認定こども園)、三間保育園(認定こども園)で実施 【実施機関】 ・宇和島済美保育園 ・立正保育園 ・尾串保育園 ・丸穂保育園 ・石丸保育園 ・元気の泉保育園 (予定)美德保育園(認定こども園)、三間保育園(認定こども園)
確保方策の内容	○27年度以降、実績に対し、ニーズ量が上回る見込みとなっており、ニーズが高い期間については、保育所の受け入れ枠を増やす対応を図ります。 また、28年度に施設整備を行う、認定こども園(美德保育園、三間保育園)により、安定した確保を図ります。

■一時預かり事業:「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位:人日)	平成25年度 実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	2,230	4,871	4,595	4,499	4,513	4,590
②確保方策		4,871	4,595	4,499	4,513	4,590
②-①		0	0	0	0	0

【2-6: 病児・病後児保育事業】

事業内容	病気の回復期に至らず、保育所・幼稚園への通園は無理があるが、保護者の就労などにより、保育の必要がある児童を施設で預かる事業です。
提供体制	【実施体制】 ・トロイメライ(最大4人) 桑折小児科
確保方策の内容	○実績に対し、ニーズ量が上回るため、供給量が不足していると思われます。 ○今後について、新事業として実施するにあたっては人材面、実施主体など課題があるため、状況に応じて事業の実施を検討します。

■病児保育事業:「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位:人日)		平成 25 年度 実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		563	976	957	931	919	914
②確保方策	病児・病後児保育事業		563	563	563	563	563
	ファミリーサポートセンター		0	0	0	0	0
②－①				-413	-394	-368	-356

【2-7: ファミリー・サポート・センター事業】

事業内容	子育ての支援を行いたい人と受けたい人とを組織化して、相互援助活動を行う事業です。 「うわじまファミリー・サポート・センター」で、保育所の保育時間前後の子どもの預かりや送迎、放課後児童クラブ終了後の子どもの迎え、保護者の疾病や急用ができたときの預かりなどさまざまな援助を行います。
提供体制	【実施体制】 ・うわじま・ファミリー・サポート・センター
確保方策の内容	○実績に対し、ニーズ量が下回っており、供給量は足りていると判断します。 ○引き続き、ファミリー・サポート・センターにより実施いたします。

■ファミリー・サポート・センター事業:「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位:人日)	平成 25 年度 実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1,458	1,458	1,458	1,458	1,458	1,458
②確保方策		1,458	1,458	1,458	1,458	1,458
②－①		0	0	0	0	0

【2-8: 妊婦健診事業】

事業内容	安心、安全な妊娠、出産のため妊娠中の母体の健康状態を診査するため、母子健康手帳交付時に受診票を配付します。 健診は医療機関で個別に実施し、回数は全妊娠期間中 14 回です。
提供体制	【実施体制】 ・指定医療機関に委託して実施 【実施機関】 ・指定医療機関
確保方策の内容	○指定医療機関に委託して実施します。

■妊婦健診:「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位:回) 延受診回数	平成 25 年度 実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み(件)	7,364	7,164	6,958	6,739	6,532	6,326
②確保方策		7,164	6,958	6,739	6,532	6,326
②-①		0	0	0	0	0

※ H25 実績 526 人×14 回=7,364

【2-9: 乳児家庭全戸訪問事業】

事業内容	生後4ヶ月までの乳児を持つ家庭を訪問し、子育て情報の提供や養育環境の把握を行う事業です。
提供体制	【実施体制】 ・保健師 22 名 【実施機関】 ・宇和島市
確保方策の内容	○地区担当制により、全戸訪問を実施しています。

■乳児家庭全戸訪問事業:「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位:件)	平成 25 年度 実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	533	482	469	455	440	425
②確保方策		482	469	455	440	425
②-①		0	0	0	0	0

【2-10: 養育支援訪問事業】

事業内容	養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言などを行うことにより家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。 現在は、子育て支援室相談員、保健師、保育士が訪問などを行い、支援をしています。
提供体制	【実施体制】 ・保健師 22 名 ・家庭児童相談員 2 名 【実施機関】 ・宇和島市
確保方策の内容	○近年、養育に関する支援、助言などを必要とする家庭が増加していることから、定期的な訪問体制を整備します。

■養育支援訪問事業:「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位: 件)	平成 25 年度 実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	0	20	20	20	20	20
②確保方策		20	20	20	20	20
②ー①		0	0	0	0	0

【2-11: 利用者支援事業】

事業内容	子どもまたは保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じ相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業です。
提供体制	【実施体制】 ・利用相談員 1 名 【実施機関】 ・宇和島市
確保方策の内容	○今後について、新事業として実施するにあたっては人材面、実施主体など課題がありますが、1 か所の事業実施を検討します。

■利用者支援:「教育・保育提供区域」別、「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位: か所)	平成 25 年度 実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	0	0	1	1	1	1
②確保方策		0	1	1	1	1

【2-12: 実費徴収に係る補足給付を行う事業】

事業内容	教育・保育施設が実費徴収などの上乗せ徴収を行う際、実費負担の部分について市が一部を助成する事業です。
提供体制	宇和島市全域
確保方策の内容	○実施について検討します。

【2-13: 多様な主体が参画することを促進するための事業】

事業内容	待機児童解消加速化プランによる保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のために、多様な事業者の能力を活用しながら、保育所、小規模保育などの設置を促進していく事業です。
提供体制	宇和島市全域
確保方策の内容	○実施について検討します。

＜3＞ 幼児期における教育・保育の一体的提供

幼児期の教育・保育は生涯にわたる人格形成の基礎を担う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、教育・保育の一体的な運営の推進を図ります。

○質の高い教育・保育の提供

幼稚園・保育所としてこれまで培われてきた知識・技能など双方の良さを活かし、子どもの発達段階に応じたより質の高い教育・保育を提供することにより、生涯にわたる人格形成の基礎を培います。

○教育・保育の一体的な提供

教育・保育を一体的に提供するため、幼稚園・保育所・小学校との連携を強化するとともに、認定こども園への移行、整備については、地域性なども考慮しながら必要性について検討します。

○適正な集団規模の確保

子どもの健やかな育ちに重要となる集団生活や異年齢交流などを幅広く実施するため、子どもの育ちの視点に立った適正な施設規模の確保に努めます。

○親や地域の子育て力の向上

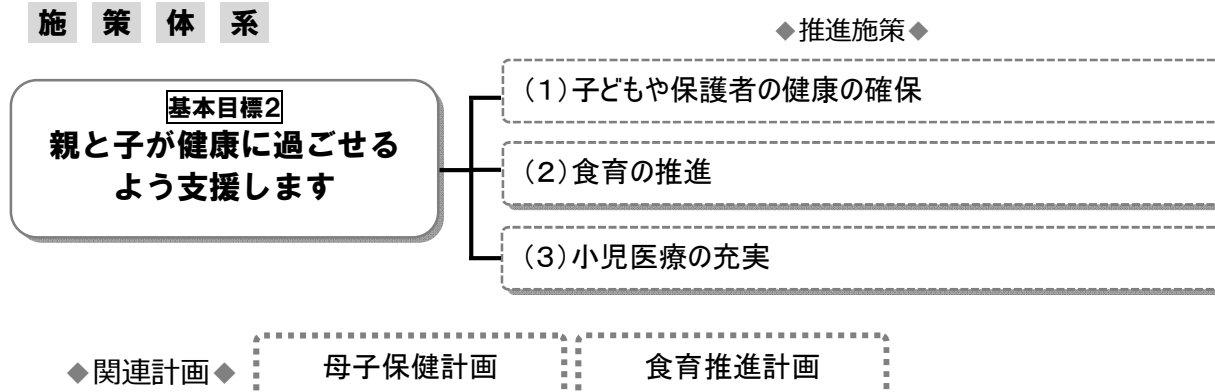
保護者や地域の子育て力が高まるよう、子育てに関する相談活動や親子の集いの場を設けるなど、地域に開かれた子育て支援施設としての機能の充実を図ります。

○幼稚園・保育所の人事異動・交流の推進

職員の人事異動・交流を引き続き実施するとともに、幼稚園教諭と保育士の研修の充実を図ります。

基本目標2 親と子が健康に過ごせるよう支援します

施策体系



施策の背景

- 妊娠や出産、子育ては、母親の身体・精神的負担が大きく、子どもの病気や成長に対し、多くの保護者は不安を感じています。また近年では、少子化や核家族化の進行、地域連帯感の希薄化、共働き世帯の増加などを背景に母子を取り巻く新たな健康課題も生じてきています。
- 子どもの発育・発達及び食事や栄養に関することは、保護者にとって大きな関心事の一つといえます。幼児期における食育は、食を営む力が生きる力を培い、子どもの心身の成長につながる重要な役割を担っています。
- 小児医療は、子どもの健やかな成長と、育児面における安全・安心の確保を図る基盤として非常に重要です。小児医療に関する情報提供を充実して、安心して受診できる体制を整備していくことが求められています。

推進施策

(1) 子どもや母親の健康の確保

- 妊娠期の母親に対して、不安の解消のための知識の普及や相談体制を整備し、安全な出産に向けた支援の充実や母子の適切な健康管理と妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及のため、妊婦健康診査や乳幼児健康診査の受診勧奨を進めます。
- 生活改善が必要と認められる児童とその保護者を対象に幼稚園・保育所・学校を含む関係機関と連携し、疾病予防についての正しい知識及び情報を提供し、小児生活習慣病予防に努めます。

(2) 食育の推進

- 関連機関と連携し、健康診査・健康相談・健康教育などの機会や子どものライフステージに応じた食育の取り組みを推進します。

(3) 小児医療の充実

- かかりつけ小児科の普及を図るとともに、夜間・土日も含め安心して受診できる環境づくりや、出産・育児にかかる経済的負担を軽減するため、医療費などの助成を実施し、適切な医療を受けられるようにします。

<1> 子どもや保護者の健康の確保

取り組み	事業概要				
安心して子どもを 生める環境づくり 【保険健康課】	妊婦自身が妊娠・出産についてよく理解し、不安を軽減できるよう母子健康手帳の交付、母親学級・両親学級などで適切で充実した知識や情報を提供していきます。 妊婦の健康管理の必要性について、あらゆる機会を通して啓発するとともに、妊娠・出産・育児に関する不安などに対応できる相談体制の充実に努めていきます。 妊産婦の心の問題や妊娠・出産・育児においてリスクの高い妊婦を早期に把握するとともに、関係機関との連携を取りながら適切な支援を行っていきます。				
	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	養育者
					
母子健康手帳交付事業 【保険健康課】	妊娠・出産・育児に関する一貫した記録と情報を提供し、安全で安心できる出産及び育児に役立てます。 ハイリスク妊婦については、両親学級（パパ・ママスクール）へ参加の勧奨・家庭訪問・相談などにより経過観察を行い、必要な援助を行っていきます。				
	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	養育者
					
妊産婦訪問指導事業 【保険健康課】	家庭訪問を行い安心して妊娠・出産・育児にのぞめるよう支援します。育児不安や産後うつ病等精神症状を早期に発見し、必要に応じ継続的なかわりを図っていきます。				
	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	養育者
					
乳幼児健康診査事業 【保険健康課】	3か月児、1歳6か月児、3歳児、5歳児などに対して、健康診査を実施することにより、運動機能・視聴覚などの障害、精神発達の遅滞等障害を持った児童を早期に発見し、適切な指導を行い、心身障害の進行を未然に防止していきます。また、生活習慣の自立、う歯の予防、幼児の栄養及び育児に関する指導を行い、幼児の健康の保持・増進を図ります。 健康診査の結果、経過観察が必要な児については、家庭訪問・育児相談及び医療機関受診勧奨・幼児経過観察事業・その他関係機関などを紹介し、経過をみていきます。				
	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	養育者
					○

取り組み	事業概要				
健康相談事業 【保険健康課】	8か月児、2歳児を中心とした乳幼児全般を対象に健康相談を行うことにより、発達・発育の観察及び育児不安の軽減を図り、乳幼児の健やかな成長を支援します。				
	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	養育者
		←→	→		○
1歳6か月児・3歳児 健康診査経過観察事業 【保険健康課】	1歳6か月児、3歳児を対象に健康診査などの結果、経過観察が必要な幼児について、母親とのかかわりや時間的経過の中で発達状況を観察し、必要な支援を行います。また、母親に対しては、「遊び」を通して母子関係を豊かにし、育児不安の解消につなげます。 必要に応じて児童相談所・医療機関・療育機関などを紹介します。				
	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	養育者
		←→			○
乳幼児家庭訪問事業 【保険健康課】	乳幼児が心身ともに健やかに過ごせるよう、各乳幼児健診などにおいて経過観察の必要な児、育児不安の強い母親及び健診などの未受診者などに家庭訪問を行っています。				
	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	養育者
		←→			○
小児生活習慣病予防事業 【保険健康課】 【学校教育課】	小児生活習慣病予防健診の結果、生活改善が必要と認められる児童とその保護者を対象に学校と連携し、生活改善についての正しい知識及び情報を提供します。また、小児期から自分の身体に関心を持ち、食事・運動・生活リズムなど健康的な生活習慣が身につくよう支援します。				
	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	養育者
			←→		○
子どもの心と身体の 健やかな発達の促進 【保険健康課】 【学校教育課】 【福祉課】	育児や子どもの成長・発達・健康管理などに関する正しい知識・情報を提供するとともに、健康教育・健康相談の充実を図り、育児不安の解消に努めます。 子どもの成長・発達・健康に関する問題について、早期に発見し、早期の対応ができるよう、健康診査・健康相談体制の充実を図ります。また、必要に応じ適切な専門機関を紹介し、子どものよりよい発達を支援します。				
	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	養育者
		←→	→		○
思春期保健対策 の充実 【保険健康課】 【学校教育課】	思春期の心や身体の変化、健康に影響を及ぼす危険因子について、正しい知識や情報を提供するとともに、生命の大切さ、父性・母性の健全な育成に努めていきます。また、学校・家庭・地域などの関係機関と連携し、取り組みを行っています。				
	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	養育者
				←→	○

＜２＞ 食育の推進

取り組み	事業概要				
母子保健事業における食育の推進 (保健分野における食育の推進) 【保険健康課】	健康診査・健康相談・健康教育などの際に、個々の発達・状況に応じて、食生活全般の指導を充実していきます。 また食育にはさまざまな関係機関があり、その関係機関と連携し、食育の目標を設定しながら達成状況を評価・改善するなど、宇和島市全体の取り組みを展開させていきます。				
	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	養育者
					○
未就学児における食育の推進 【福祉課】 【教育総務課】 【学校教育課】 【保険健康課】	子ども達が食に関心を持ち、「食を営む力」を培い、「食を大切にし、健康で心豊かに生きる力」を育むため、年齢に応じた基本的な食習慣を身につけ実践することができるよう、子ども達をはじめ保護者・地域への支援を通して、家庭や幼稚園・保育所・地域とも連携し市食育計画に基づいて推進します。				
	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	養育者
					○
学校教育における食育の推進 【教育総務課】 【学校教育課】 【保険健康課】	子どもが正しい食習慣を身につけ、心身ともに健康な生活が営めるよう、給食などを通じて食に関する指導を推進していきます。また、地産地消の観点から、宇和島市・愛媛県産の地場産品を使うことにより地産地消を推進し、郷土の食文化を知る機会を増やしていきます。				
	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	養育者
					○
生涯学習における食育の推進 【生涯学習課】 【保険健康課】	生涯学習推進計画における家庭教育支援事業、公民館活動などを通じて食育を推進していきます。				
	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	養育者
					○

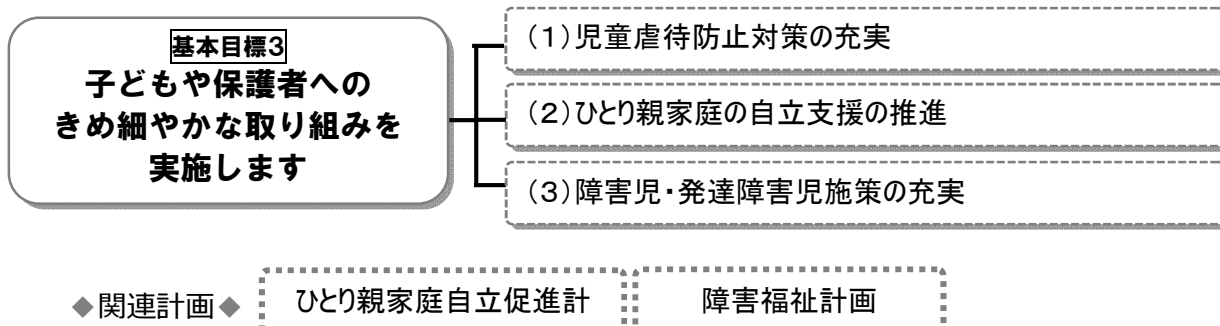
＜３＞ 小児医療の充実

取り組み	事業概要				
小児医療の充実 【福祉課】 【保険健康課】	医療機関に関する情報提供を行うとともに、適切な医療が受けられるよう、医療体制、相談体制及び情報提供体制を整備していきます。				
	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	養育者
		←→	←→		○
かかりつけ医づくり の推進 【福祉課】	子どもの健康管理・疾病予防に関して、いつでも気軽に相談ができる、かかりつけ医づくりを推進していきます。				
	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	養育者
		←→	←→		○
休日夜間応急体制の 整備 【福祉課】	日曜・祝日・夜間の小児医療体制を関係機関と連携し、整備していきます。				
	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	養育者
		←→	←→		○
出産・育児にかかる 経済的負担の軽減 【福祉課】	●医療費の助成・軽減（再掲） 関係機関と連携を取りながら、妊婦健康診査や妊婦歯科健診に対する医療費の助成・軽減に向け、国や県に働きかけていきます。				
	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	養育者
	←→	←→			○

基本目標3 子どもや保護者へのきめ細やかな取り組みを実施します

施策体系

◆推進施策◆



施策の背景

- 虐待は、どの家庭でも起こりうるものであり、社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。子どもへの虐待は、子どもの健やかな育ちを阻害する人権侵害であり、関係機関との連携による虐待の発生防止を重点的に行っていく必要があります。
- 家庭や家族の形態、親の就業状況は多様化しており、ひとり親家庭の子どもや特別な支援を要する子どもは増加しています。すべての子どもたちが尊重され、その育ちが等しく確実に保障される環境を実現する取り組みが必要です。
- 発達障害など、発達に心配のある子どもも増加しており、発達段階に応じたきめ細かな支援が求められています。児童福祉法の改正が行われ、障害児支援に関し円滑な事業の推進・連携を図るための基盤整備が進められています。

推進施策

(1) 児童虐待防止対策の充実

- 児童虐待の早期発見に向け、福祉・保健・医療・教育などの関係機関や要保護児童対策地域協議会との連携を強化し、きめ細かい対応が可能な体制作りや、児童相談所などでの児童虐待に対する相談支援を充実させます。

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

- 児童扶養手当をはじめとする各種手当の支給や医療費の助成を行い、経済的負担の軽減及び福祉の増進や就労支援により、ひとり親家庭の社会的・経済的自立を推進していきます。

(3) 障害児・発達障害児施策の充実

- 発達に心配のある子どもと保護者に対し、必要な支援を必要な時期に提供できるよう早期療育システムを構築し、切れ目のない支援体制を確立していきます。
- 障害のある子どもと保護者への特別児童扶養手当などの各種手当の支給を行い、経済的な負担を軽減していきます。

< 1 > 児童虐待防止対策の充実

取り組み	事業概要				
児童虐待防止に向けたネットワーク活動の推進 【福祉課】 【保険健康課】	児童虐待の防止、早期発見に対応できるように関係機関などとの連携を強化していきます。また、虐待に対する意識啓発を図っていきます。				
	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	養育者
	←		→		
要保護児童対策地域協議会の充実 【福祉課】	児童虐待の防止、早期発見・早期対応の環境整備を図るため、要保護児童対策地域協議会の充実を図り、福祉・保健・医療・教育・司法などの関係機関の連携を強化します。				
	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	養育者
	←		→		
児童虐待に関する相談体制の整備 【福祉課】	児童虐待に対する相談に対応し、要保護児童対策地域協議会をはじめ、児童相談所や関係機関との連携を図っていきます。				
	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	養育者
		←	→		
子どもの健やかな発達促進 【保険健康課】 【福祉課】	妊娠中からの切れ目のない取り組みを通して、虐待を早期に発見・早期に対応するとともに、虐待をした親についても関係機関と連携を取りながら親子関係の修復のための支援を行います。また、虐待のリスクの高い親子を早期に把握し、虐待予防を図るため積極的なかわりを図っていきます。				
	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	養育者
	←		→		

＜２＞ ひとり親家庭の自立支援の推進

取り組み	事業概要				
ひとり親家庭への各種手当・医療費の助成 【福祉課】	制度などの周知徹底を図ることにより、児童扶養手当をはじめとする各種手当の支給や医療費の助成を促進し、ひとり親家庭などの経済的負担の軽減及び福祉の増進を図ります。				
	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	養育者
					○
相談・支援活動の充実 【福祉課】	ひとり親家庭に対して、民生児童委員・主任児童委員などとの連携を図りながら、日常生活や自立生活に必要な相談・支援活動を充実させていきます。				
	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	養育者
					○
就労支援の推進 【福祉課】	ひとり親家庭の社会的・経済的自立を推進していくために、国や県・関係機関と連携を図りながら、就労支援を推進していきます。				
	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	養育者
					○

＜３＞ 障害児・発達障害児施策の充実

取り組み	事業概要				
相談体制の整備 【福祉課】 【学校教育課】 【保険健康課】	関係機関や保健師などとの連携を図りながら、子どもの障害の早期発見につなげるとともに、学校生活支援員によるサポートを充実するなど、専門的相談や身近な生活に関する相談などに対応できる体制を整備していきます。				
	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	養育者
					○
障害のある子どもに対する教育・保育の推進 【福祉課】【学校教育課】 【生涯学習課】	障害のある児童・生徒が、その障害の種類や程度に応じて、適切な保育・教育が受けられるように、施設のバリアフリー化や加配保育士、学校生活支援員や特別支援教育支援員の配置など、教育・保育環境の充実に努めます。また、放課後児童クラブ・子ども教室においても受け入れ体制を整備します。				
	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	養育者
					○
在宅障害児の充実 【福祉課】	在宅の障害児が在宅の障害福祉サービス(居宅介護・児童発達支援・放課後等ディサービスなど)を受けたときに、その費用の一部を負担します。				
	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	養育者
					○
発達障害児の体制整備 【福祉課】 【学校教育課】 【保険健康課】	自閉症スペクトラム障害(ASD)、注意欠如・多動性障害(ADHD)など、教育や療育に特別のニーズのある子どもについて、関係機関の連携を図ると共に、保健師・保育士・幼稚園教諭・教員などの資質向上を図りつつ、適切な支援に努めます。				
	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	養育者
					○
ニーズ調査の実施 【福祉課】 【学校教育課】	障害福祉計画などの改訂に合わせて、障害者(児)の生活実態や施策・サービスへの要望などをニーズ調査により把握し、課題や福祉ニーズを明確化します。				
	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	養育者
					○
障害のある子どもがいる家庭への各種手当などの助成(再掲) 【福祉課】	身体または精神に障害のある子どもまたは養育、看護している父母などを対象に、特別児童扶養手当、障害児福祉手当などの各種手当の支給を行い、経済的な負担を軽減していきます。				
	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	養育者
					○

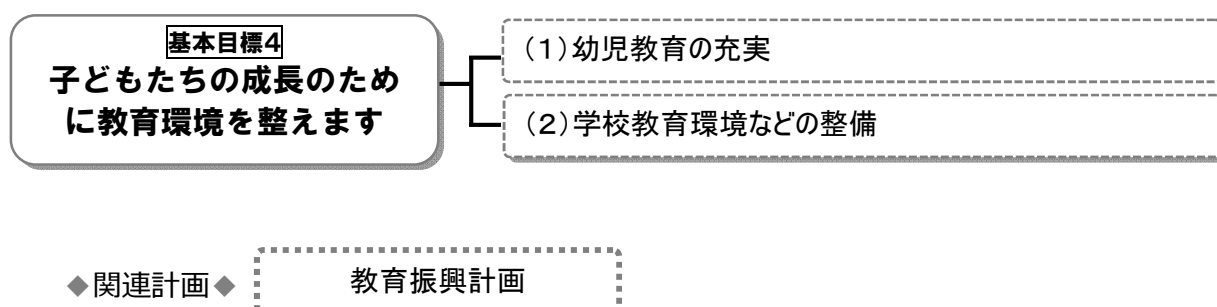
2 子どもたちの未来のために



基本目標4 子どもたちの成長のために教育環境を整えます

施 策 体 系

◆推進施策◆



施 策 の 背 景

- 核家族化、少子化、地域とのつながりの希薄化などに伴う家庭の教育力の低下が指摘されているなかで、幼児期の教育はその後の生活や知識や学力などの基となることから、子どもの心身の健やかな成長のための重要な役割を担っています。
- 最近では、小学校の入学後小学校のやり方になじめない子どもが増え、新たな問題も発生しています。そのため、幼・保・小が連携して、内容や指導方法に連続性を持たせ、子どもたちが円滑に小学校に慣れることができるようなカリキュラムの編成などが求められています。

推 進 施 策

(1) 幼児教育の充実

- 幼児教育の場として、幼稚園や保育所の整備や、幼児教育の関係者間で研修の場を設けるなど、幼児教育の質の確保に努めます。
- 幼・保・小の連携や接続の強化を図るため、幼稚園（認定こども園を含む）、保育所が体力の向上を図るとともに、段階的に社会常識やスムーズに小学校へとつながるアプローチカリキュラムや指導計画を作成し、小学校入学に向けて指導内容などの連続性を持たせます。

(2) 学校教育環境などの整備

- 児童へ快適な教育環境を提供するよう、学校施設の改修などを行い、教育環境の整備を進めます。
- 公共施設を有効に活用し、多様な教育活動の実施や、地域に開かれた学校づくりを促進します。

< 1 > 幼児教育の充実

取り組み	事業概要				
幼稚園と保育所の連携の促進 【学校教育課】 【福祉課】	●研修の充実 幼稚園と保育所の連携を研修のテーマとして取り上げるなど、幼稚園と保育所の関係者がともに参加する機会の充実に努めます。 ●幼稚園教諭・保育士の資格の共有の促進 幼稚園教諭免許と保育士資格の共有を促進するための施策の充実に努めます。 ●窓口の一本化 小学校就学前の子どもの育ちに関する保護者向けサービス窓口などについて、事務の一元的な対応に努めます。 ●相互理解の促進 幼稚園・保育所の関係者の意見交換や相互の交流をさらに進め、それぞれが積み上げてきた経験の共有に努めるとともに、相互理解を促進します。				
	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	養育者
					
教育機会の確保 【学校教育課】【福祉課】	幼稚園・保育所・認定こども園の活用などにより、入所を希望するすべての満3～5歳児が幼児教育を受けられる機会の確保を図ります。				
	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	養育者
					
教育活動の充実 【学校教育課】 【福祉課】	●研究協議会などの開催により、幼稚園教育要領や保育指針の趣旨や内容について、幼稚園・保育所関係者などの理解を深めていきます。 ●幼児教育の重要性や幼児教育の内容や活動（「環境を通して行う」などの用語を含む。）について、パンフレットなどを作成し、保護者・地域の人々などの理解に資するよう努めます。				
	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	養育者
					

取り組み	事業概要				
障害のある幼児に対するきめ細かな対応の推進 【学校教育課】【福祉課】 【保険健康課】	早期の発達支援を行うことなどを定めた発達障害者支援法に基づき、発達障害のある幼児を早期に発見することで、幼児から就労に至るまでの一貫した支援体制ができるよう、教育、医療・保健、福祉、労働などの関係の部局や機関が連携して支援の強化に努めます。				
	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	養育者
		←	→		
幼・保・小学校教育との連携・接続の強化 【学校教育課】 【福祉課】	●教育の合同研修の推進 幼稚園教諭・保育士と小学校教員が相互の教育内容や指導方法の理解を推進するため、特に5歳児の担任と小学校1年の担任を中心に、保育参加・授業参加を通じた合同研修の実施に努めます。 ●幼・保・小連携の明確化 幼・保・小連携の理解を深め、幼児の小学校への円滑な接続を図るため、地域の幼児教育の関係者と小学校などの関係者による連絡協議会を設けるなどして、連携・協力体制の整備に努めます。 ●教育内容・方法の充実 幼稚園・保育所から小学校への接続に配慮した指導計画を作成します。5歳児はアプローチカリキュラム、他の年齢児はそれぞれの成長に応じた指導計画を作成し、スムーズな接続を図ります。 また、小学校では低学年に向けたスタートカリキュラムを作成し、受け入れ体制の充実に努めます。				
	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	養育者
		←	→		
教員研修の改善・充実 【学校教育課】	●市主催の研修の改善・充実 市の主催する研修に、私立幼稚園教員などの参加を一層促進するとともに、その研修計画などを策定する際に、私立幼稚園団体等関係者の参画に努めます。 ●幼稚園教育研究団体主催研修への支援 当該職員の出前講義などによる、幼稚園教育研究団体主催の研修の支援に努めます。				
	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	養育者
		←	→		

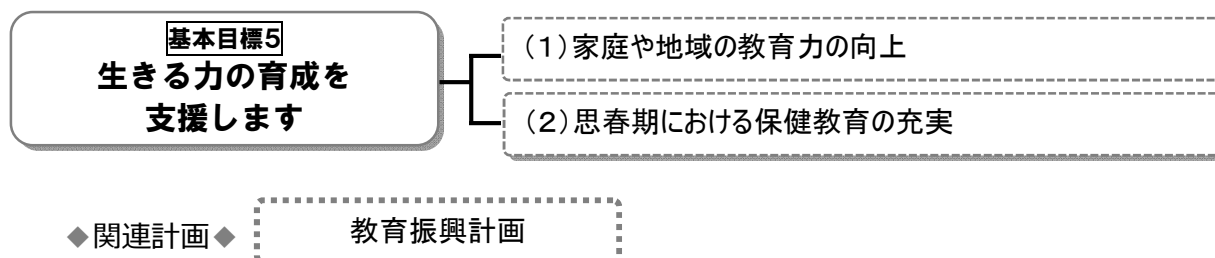
＜２＞ 学校教育環境などの整備

取り組み	事業概要				
学校施設などの整備・充実 【教育総務課】	快適な学校環境を提供するため、老朽化が進んでいる設備、耐震化の改修などを行い、教育環境の改善を図ります。				
	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	養育者
					
魅力ある教育の推進 【学校教育課】	教育内容や方法を改善し、総合的な学習の時間などを活用することにより、魅力ある教育の推進を図っていくとともに、確かな学力の向上に努めます。 また、教職員の資質能力の向上を図り、魅力ある教育を推進します。				
	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	養育者
					
公共施設などの活用促進 【生涯学習課】	公共施設や小学校の空き教室活用方法を再検討し、多様化した教育活動・放課後子ども教室・学童保育などに対応していきます。				
	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	養育者
					
地域に開かれた学校づくりの促進 【学校教育課】	●地域の人材活用 学校・家庭・地域の協力支援体制を強化し、地域の人材を学習ボランティアとして活用するなど、地域の実情に応じた特色のある学校教育を推進します。				
	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	養育者
					
特別支援教育の充実 【学校教育課】	障害のある子どもがその能力や特性に応じた適切な教育が受けられるよう、就学相談支援体制の充実を図るとともに、可能性を最大限に伸ばし、宇和島市において社会的に自立ができるよう、特別支援教育の充実を図ります。				
	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	養育者
					
相談体制の充実 【学校教育課】	いじめ・不登校の児童・生徒への対応として、相談体制を充実します。また、相談活動支援のためにスクールカウンセリングの充実に努めます。				
	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	養育者
					

基本目標5 生きる力の育成を支援します

施 策 体 系

◆推進施策◆



施 策 の 背 景

- 子育て家庭を取り巻く状況はさまざまです。これらすべての子育て家庭を支援していくために、地域における子育て支援サービスを充実させることはもちろん、子育てに関する情報提供や相談体制を充実させ、地域において安心して子育てができる環境づくりが重要になっています。
- 思春期は、子どもから大人になる転換期であり、心や体の健康の問題が生涯の健康に影響することも指摘されています。妊娠中絶や性感染症などの性に関することや、喫煙や飲酒、薬物などの子どもが陥りやすい健康問題、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などインターネットなどの有害情報などに対し、心身ともに健康な生活が送れるよう支援が必要です。

推 進 施 策

（１）家庭や地域の教育力の向上

- さまざまな体験や場を通して、子どもが地域社会で主体的に生活ができるようにします。
- 郷土の歴史や文化とふれあう機会を増やし、郷土愛を育む教育を行います。

（２）思春期における保健教育の充実

- 学校・家庭・地域との連携を図り、思春期保健についての正しい知識の普及啓発に努めます。
- スクールカウンセラーなどを配置し、カウンセリングや指導・助言が行える相談体制を確立していきます。
- パソコンや携帯、スマートフォンによる情報やSNSなどへの書き込みなどについて関係機関とも連携し、適切な処置をとるよう努めます。

＜１＞ 家庭や地域の教育力の向上

取り組み	事業概要				
生涯学習事業の充実 【生涯学習課】	さまざまな体験や場を通して子どもが地域社会で主体的に生活ができるよう、現在行われている社会教育や体育スポーツ振興事業など、生涯学習事業を充実させていきます。				
	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	養育者
					
校庭などの開放による子育て支援の充実 【教育総務課】	小学校・中学校の校庭・体育館などを開放し、子育て支援を推進していきます。				
	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	養育者
					
郷土愛を育む教育の推進 【福祉課【教育総務課】 【学校教育課】	幼稚園、保育所、小中学校などの教育・保育において、郷土の歴史や文化とふれあう機会を増やし、郷土愛を育む教育を行います。				
	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	養育者
					

＜２＞ 思春期における保健教育の充実

取り組み	事業概要				
心の健康に関する情報提供・知識の普及 【保険健康課】 【学校教育課】	男女の違いや人を好きになること、性感染症などに関することを、保健所、病院や学校（保健）などと連携し発達段階に応じて、正しい知識の普及啓発を図っていきます。				
	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	養育者
		←		→	
命の大切さについての知識の普及啓発 【保険健康課】【学校教育課】 【福祉課】	「命は一人に一つしかない」という前提に立ち、命の尊さについて各機関と連携し、幼児期より思春期に至るまで、正しい知識の普及啓発を図ります。				
	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	養育者
		←		→	
喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進 【保険健康課】【学校教育課】 【生涯学習課】	飲酒や喫煙、薬物乱用などの健康に及ぼす影響について教育を行うと共に、これらに関する正しい情報提供や普及啓発を行います。また、飲酒・喫煙・薬物乱用防止のための環境づくりを行います。				
	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	養育者
			←	→	
スクールカウンセラーなどの活用の促進 【学校教育課】	子どもや保護者、教職員へのカウンセリングや指導・助言が行える人材を配置し、相談体制を促進していきます。				
	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	養育者
			←	→	
子育て支援活動の推進 【学校教育課】 【福祉課】 【保険健康課】	中学生・高校生など、これから親になる世代に対して、幼稚園・保育所などの幼児と接する体験の機会の提供に努めます。				
	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	養育者
			←	→	

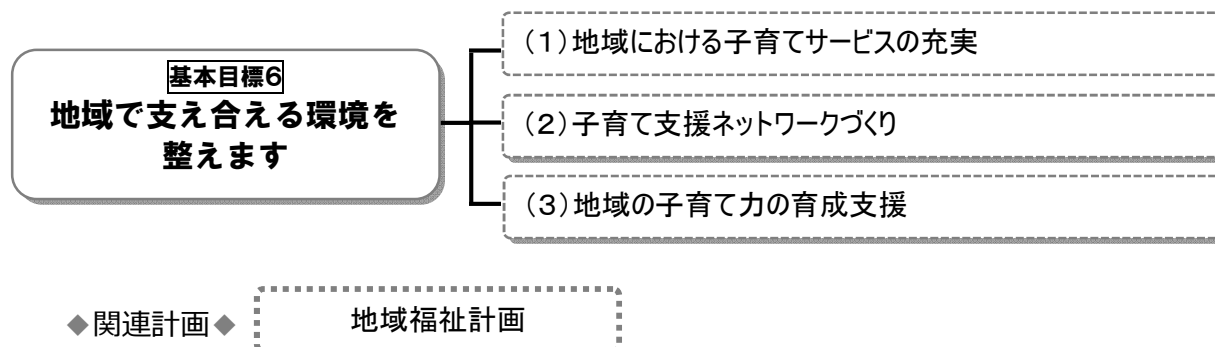
3 まち全体で子育てを支えるために



基本目標6 地域で支え合える環境を整えます

施 策 体 系

◆推進施策◆



施 策 の 背 景

- 核家族化などにより祖父母や近隣住民などに関わりながら成長していた子どもの生活環境が失われていくなか、保護者の子育ての負担が大きくなっている現状があります。そのため地域全体で子育て家庭を支えていく必要があり、子育て支援に関する地域サービスの充実と支援ネットワーク構築が必要とされています。
- 「子育てにはお金がかかる」という潜在的なイメージから、子どもを産み育てることを負担と捉え、敬遠してしまうことも、少子化の要因のひとつとなっています。子育てに対する負担感を軽減し、子育てを諦めない社会づくりが必要です。

推 進 施 策

- (1) 地域における子育てサービスの充実
 - 子育て家庭を支援していくために、地域における子育て支援サービスの充実や、地域の人材を活かした子育てに関する情報提供や相談体制を充実させます。
- (2) 子育て支援ネットワークづくり
 - 子どものみならず保護者や教職員に対しても、カウンセリングや指導・助言が行える人材を配置し、相談体制を促進していきます。
- (3) 子育てに伴う負担の軽減
 - 子育て家庭の経済的支援のため、児童手当、医療費支給などの制度の推進に努めます。また、幼稚園や保育所就園奨励費を補助することにより、幼稚園及び保育所入所児童の保護者の経済的負担の軽減に努めます。
 - 地域の子育て力を育成するため、地域の各種団体と連携しながら、それぞれの活動を充実させることにより、子育て支援力の育成を図ります。

＜１＞ 地域における子育てサービスの充実

取り組み	事業概要				
子育てに関する相談 体制の充実 【福祉課】 【保険健康課】	「育児相談事業」「母親学級事業」「両親学級事業」「育児学級事業」などの事業を実施することにより、相談体制を充実していきます。				
	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	養育者
		←	→		○
子育て・子育てに関する情報提供 【保険健康課】【福祉課】	子育て・子育てに関する情報を集め、子育てハンドブックや子育ておたすけマップを作成するなどの情報提供を行います。				
	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	養育者
		←	→		
地域との連携による 幼児教育の総合的な 推進 【学校教育課】 【福祉課】	●地域の教育団体などの利用の推進 地域で活動している幼児教育に関する教育団体・子育て支援団体などによる支援が進むよう、情報提供に努めます。 ●家庭・地域社会・幼稚園・保育所などの四者による幼児教育の総合的な推進 幼児教育の総合化を推進するため、幼稚園・保育所などと地域の教育団体・子育て支援団体などを円滑につなぐコーディネーターの役割を担うよう努めます。				
	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	養育者
		←	→		
地域の人材などの活用 【学校教育課】 【生涯学習課】 【福祉課】	●地域の多様な人材の活用 子育て支援において、学生、保育や育児の経験者、退職者などの地域にある多様な人材の活用を進めるため、コーディネーターの役割を担うように努めます。 ●子育てを支える地域の人材の育成 地域の実情に応じ、地域の人材が子育てを恒常的に支える体制づくりに努めます。 ●地域の施設・設備の活用 子育て支援において、地域の学校・図書館・博物館、児童館・公民館、公園などを活動の一環として利用しやすくするため、情報提供などの支援に努めます。				
	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	養育者
		←	→		
子どもの居場所 づくりの推進 【福祉課】【生涯学習課】 【学校教育課】	子どもが楽しく安全に遊ぶことができ、親子や子ども同士、親同士の自由な交流の場となる児童館や遊び場、放課後児童クラブ・放課後子ども教室など子どもの居場所となる場の整備を進めます。 整備にあたっては、地域のニーズを積極的に把握していくとともに、学校・家庭・地域連携推進事業運営委員会等を利用して、放課後児童クラブと放課後子ども教室の事業選択、一体的あるいは連携による実施について、協議を行い、その地域にとって最適なサービスを提供できるよう努めます。				
	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	養育者
		←	→		

＜２＞ 子育て支援ネットワークづくり

取り組み	事業概要				
地域における子育て支援ネットワークの構築 【福祉課】【学校教育課】 【生涯学習課】 【保険健康課】	●地域における子育て支援を強化して、関係機関・地域住民・ボランティア・企業などが情報を交換し合える場を構築し、一元的な子育て支援ネットワークを構築します。 ●高齢者や中高生が地域における子育てに加わることにより、世代間交流による子育て環境を整備していきます。				
	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	養育者
子育てサークルへの支援 【福祉課】 【保険健康課】	子育ての悩みを共有し、気軽に相談のできる子育てサークル活動に対して支援を行っていきます。また、他地域における子育てサークルとも連携を取りながら、支援を行っていきます。				
	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	養育者
子育てに関する相談体制の充実（再掲） 【福祉課】【保険健康課】	「育児相談事業」「母親学級事業」「両親学級事業」「育児学級事業」「赤ちゃんサークル」などを充実させていきます。活動を実施するにあたっては、保健師が中心となり地域住民も参加する子育て支援事業を行っていきます。 就園児及び未就園児に対する子育て相談・電話相談・メール相談を実施することにより、相談体制を充実していきます。				
	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	養育者
親子同士の交流の促進 【福祉課】【生涯学習課】	家庭教育支援事業、公民館活動などにより、子育て世代の交流を促進していきます。				
	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	養育者
学校・家庭・地域の連携強化 【生涯学習課】	子どもの教育は、地域ぐるみで営むという意識を啓発するとともに、学校・家庭・関係団体の連携強化、異年齢児や世代間交流を進めていきます。				
	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	養育者

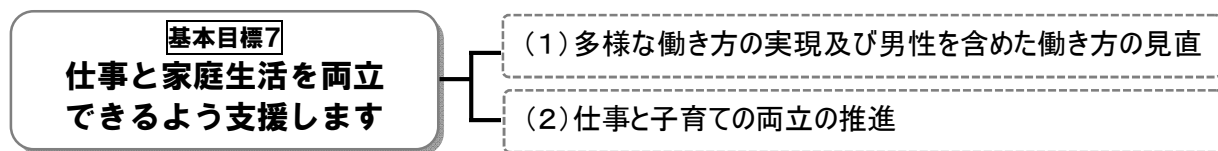
＜３＞ 地域の子育て力の育成支援

取り組み	事業概要				
児童手当等諸制度の普及啓発 【福祉課】	次代の社会を担う子ども一人ひとりの成長を社会全体で応援する観点から、児童手当、児童扶養手当・特別児童扶養手当など諸制度の普及啓発に努めていきます。				
	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	養育者
		←	→		
医療費の助成・軽減 【福祉課】	国・県と連携を取りながら、乳幼児医療費の助成・軽減に努めていきます。				
保育料の減免 【福祉課】	保育所の入所などに要する費用については、市が定める保育料基準額表により保育料を徴収していますが、ひとり親世帯、在宅障害児（者）のいる世帯など、生活保護法による被保護世帯などについては、保育料の減免を実施します。 また、市立幼稚園の保育料についても市が定める「幼稚園の保育料減免に関する規則」による減免を実施します。				
	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	養育者
		←	→		
保護者負担の軽減など 【教育総務課】 【福祉課】	保護者負担の軽減を図るため、保護者の所得状況に応じ、幼稚園及び保育所就園奨励事業の実施など、費用の減免制度を実施していきます。				
	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	養育者
		←	→		
ひとり親家庭への各種手当・医療費の助成 【福祉課】	児童扶養手当をはじめとする各種手当の支給や医療費の助成を行い、ひとり親家庭などの経済的負担の軽減及び福祉の増進を図ります。				
	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	養育者
		←	→		
障害のある子ども いる家庭への各種手当などの助成 【福祉課】	障害のある子どもまたは保護者に対して、特別児童扶養手当などの各種手当の支給を行い、経済的な負担を軽減していきます。				
	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	養育者
		←	→		
奨学金制度の普及啓発 【教育総務課】	教育を受ける機会を確保するため、経済的な理由によって就学が困難な生徒に対し、奨学資金貸付を行う奨学金制度について普及啓発を行っていきます。				
	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	養育者
			←	→	
地域の子育て力の育成 【福祉課】【生涯学習課】 【企画情報課】	地域のボランティア団体、老人クラブ、婦人会や愛護会などの活動を充実させることにより、地域の子育て力の育成を図ります。				
	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	養育者
	←		→		

基本目標7 仕事と家庭生活を両立できるよう支援します

施 策 体 系

◆推進施策◆



◆関連計画◆

男女共同参画基本計画

施 策 の 背 景

- 出産や子育てを機に仕事を断念する女性は依然として多い反面、出産後も働きながら子育てしたいという女性も多くなっています。仕事と子育ての両立のためには、事業主による労働環境の改善や、女性自身の仕事に対する姿勢、男性を含む家族の協力及び社会の協力などが必要です。
- 働きながら子育てをするすべての人が、仕事と家庭生活のバランスがとれる多様な働き方を選択できるよう、事業者や労働者をはじめ、市民全体に対するワーク・ライフ・バランスの意識の向上や、理解・浸透を図る広報や情報提供を推進します。

推 進 施 策

(1) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し

- 女性の社会進出による多様な働き方を支援するために、企業の意識啓発や男性を含めた育児休業制度の取得を促進させ、男女が共同して子育てなどの家庭生活に参画できる環境づくりを推進します。

(2) 仕事と子育ての両立の推進

- 男女ともに仕事と子育てを両立できるよう企業に対して育児休業制度の利用促進や、スムーズな職場復帰のために、産休・育休後の雇用の場の確保などにより就労支援を行います。

< 1 > 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し

取り組み	事業概要				
働き方の見直しについての意識啓発 【企画情報課】	事業所に対して、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識などの解消のための意識啓発に努めていきます。 また、出産・育児のために一度離職した場合においても、再就職がしやすい環境を整備していきます。				
	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	養育者
					○
労働時間短縮などの促進 【企画情報課】	仕事優先の企業風土を見直すため、労働時間短縮や柔軟な勤務形態の普及に向けて啓発を促進していきます。				
	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	養育者
					○
育児休業制度の促進 【企画情報課】	男性を含めた育児休業の取得促進について、関係機関と連携をしながら、制度の定着活用を進めていきます。				
	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	養育者
					○
男女共同参画意識の形成 【企画情報課】	性別役割分担意識を改めていくため、家庭生活において男女がともに協力し合う意識の形成に努めていきます。				
	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	養育者
					○

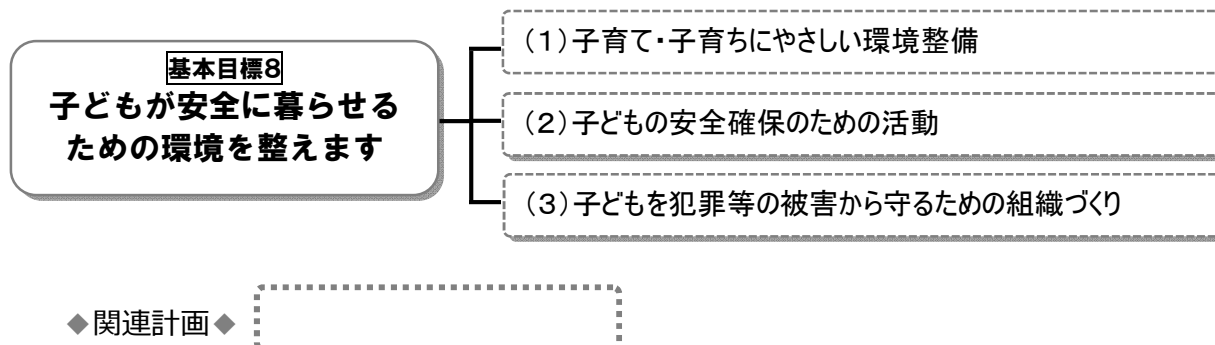
＜２＞ 仕事と子育ての両立の推進

取り組み	事業概要				
男女共同参画による 子育ての促進 【企画情報課】	保育所・地域子育て支援センター・幼稚園・小学校などの情報提供機能を活用し、父親の子育て参加に対する意識啓発を促進していきます。				
	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	養育者
		←	→		
子育てを促進する職 場環境の整備 【企画情報課】	育児休業制度の利用しやすい環境づくり、子育て家庭を理解し、見守る職場環境づくりに努めるよう、国・県やハローワークなどと連携を図りながら、企業などに対して働きかけていきます。				
	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	養育者
		←	→		
父親の育児参加の促進 【保険健康課】	父親の育児参加を促すとともに、子育ての楽しみを共有できる仲間づくりの場を提供していきます。				
	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	養育者
		←	→		○
就労支援の推進 【商工観光課】	産後・育休後の雇用の場の確保や労働環境の整備など、子育て中の養育者に向けた就労支援の推進に努めます。				
	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	養育者
		←	→		

基本目標8 子どもが安全に暮らせるための環境を整えます

施策体系

◆推進施策◆



施策の背景

- 子どもや妊産婦、子ども連れの親などすべての人が安心して外出できるよう、道路や公園、公共施設などにおいて、段差の解消などのバリアフリー化を促進します。また、公共施設などにおいては、洋式便所、子どもサイズの便器、トイレ内のベビーシート、授乳室など子育て家庭に配慮した施設整備が求められています。
- 子どもが犯罪の被害にあう事件が多発しています。その原因には共働き世帯の増加、核家族化などを背景にした地域とのつながりの希薄化にあるといわれています。被害を未然に防ぐ取り組みや子どもが安心して過ごすことのできる環境の確保が一層求められています。

推進施策

(1) 子育て・子育てにやさしい環境整備

- 子どもや子育て家庭がゆとりや安心感をもって生活できる環境の形成に向け、安全かつ快適に過ごせるよう、道路環境や公共施設、公園などのバリアフリー化を推進します。
- 子育て世帯に向けた住宅整備や賃貸住宅の供給促進を行います。

(2) 子どもの安全確保のための活動

- 子どもの安全を確保するために安全な道路の環境整備と並行して、交通安全教室や防災教育を通じて、子ども自身の安全に対する意識を高めます。

(3) 子どもを犯罪などの被害から守るために

- 子どもを犯罪から守るために、安全・安心（危険個所）マップの配布やこども 110 番事業など、子どもが自ら身を守る支援や、犯罪被害にあった子どもの相談やカウンセリングなどのケアも行います。

＜１＞ 子育て・子育てにやさしい環境整備

取り組み	事業概要				
公園緑地の整備 【都市整備課】	誰もが利用しやすい、身近な公園緑地の整備を推進します。整備にあたっては、安全な遊具の設置・管理に努めるとともに、バリアフリー化を進めていきます。				
	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	養育者
	←			→	○
安全な道路整備 【建設課】	安全な道路整備に向けて、歩道の設置、道路改良などの推進を図っていきます。				
	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	養育者
	←			→	○
公共施設・道路におけるバリアフリー化の推進 【都市整備課】	公共施設における段差の解消など、バリアフリー化を推進し、子どもや障害のある人をはじめとした利用者が快適に感じることができる空間づくりを進めていきます。				
	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	養育者
	←			→	○
公共施設などにおける子育て設備の整備 【福祉課】	公共施設においてベビールーム・ベビーベッドなどの子育て支援施設の整備を進めるとともに、不特定多数の人々が利用する公益的施設への啓発を進めていきます。				
	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	養育者
		←		→	○
子育てにやさしいまちの情報提供 【総務課】【都市整備課】	子育てにやさしい住宅・店舗・公共施設・公園などのまちの情報提供方法を検討していきます。情報提供方法としては、広報・子育てマップなど提供方法を検討していきます。				
	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	養育者
	←			→	○
ファミリー向け賃貸住宅の供給促進 【建築住宅課】	民間企業と連携を図りながら、子育て世帯に対して良質なファミリー向け住宅の供給を促進していきます。				
	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	養育者
	←			→	○
市営住宅における子育て環境の促進 【建築住宅課】	市営住宅において、子育てをしやすい環境を整備するため、敷地内に遊び場の整備や子育てルームを設けるなどの施策を検討します。				
	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	養育者
		←		→	○

＜2＞ 子どもの安全確保のための活動

取り組み	事業概要				
交通安全教室の推進 【企画情報課】	就学前児童・小学生・中学生を対象とした交通安全の啓発活動を行い、子どもを交通事故から守るため交通安全教室を開催していきます。				
	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	養育者
		←	→		
安全な道路交通環境の整備 【建設課】	子どもを含めた交通弱者の安全対策を行い、交通マナーの向上に努めるとともに、安全な道路整備を推進していきます。また、子どもや親子連れに配慮した、バリアフリー化に対応していきます。				
	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	養育者
		←	→		
防災意識の高揚及び 防災体制の整備 【危機管理課】	●各家庭において防災意識の高揚を図るとともに、幼稚園・保育所・学校機関などにおける防災体制を整備していきます。 ●避難訓練や講演会などを通じた啓発を実施し、防災教育に取り組んでいきます。				
	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	養育者
		←	→		

＜3＞子どもを犯罪などの被害から守るための組織づくり

取り組み	事業概要				
防犯体制の充実 【総務課】	防犯協会などの取り組みを通じて、子どもの安全や犯罪の防止、健全な社会環境づくりを推進するための広報活動の充実や、住民参加による運動を推進していきます。				
	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	養育者
犯罪を防止する 環境づくりの推進 【総務課】	●夜間の安全性を高める防犯灯・街灯・防犯カメラの設置、道路・公園などにおける死角の解消などにより、犯罪を防止する環境づくりを推進していくとともに、子どもが犯罪などの被害にあわないための防犯思想の普及に努めていきます。 ●警察・学校・地域などと連携を図りながら、「まもるくんの家」、「こども110番」事業などを推進し、子どもが犯罪にあわない地域社会をめざしていきます。				
	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	養育者
		←	→		
犯罪被害にあった 子どもの保護 【福祉課】	交通事故・犯罪・いじめ・虐待などの被害にあった子どもに対して、健全な発達及び自立を促していくために、専門家による相談やカウンセリングなど、ケアを行っています。				
	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	養育者
		←	→		



第 5 章

推進体制

1 地域における推進体制の充実



地域における包括的な子育て支援体制を充実させていくため、行政と家庭、地域、企業が連携を図り、各種団体や関係機関などが協力して子育て環境の充実した地域社会をめざします。

また、そのために、国・県・関係機関との連携を強化し、子育てに関する一体的な施策を推進していきます。

2 庁内における推進体制の充実



宇和島市子ども・子育て支援事業計画を、総合的・計画的に推進するために、庁内関係部局との連携を強化していきます。

3 社会情勢・経済情勢への対応



宇和島市子ども・子育て支援事業計画に基づく諸施策が実効的に行われているか進捗状況を調査し、子ども・子育て会議を中心に検討し、不十分な場合は改善の要求をしていきます。

実効的に行われているかどうかの検討は、関係機関と連携して、社会情勢・経済情勢に応じて対応していきます。



參考資料

1 意識調査結果の概要



＜1＞ 調査の目的

本調査は、平成 26 年度に策定する「子ども・子育て支援事業計画」の基礎資料として、保育ニーズや宇和島市の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的に、市民意向調査（アンケート調査）として実施しました。

＜2＞ 調査の概要

●調査対象者：宇和島市内在住の「就学前児童」「小学生」がいらっしゃる世帯・保護者

●調査期間：平成 25 年 12 月 10 日（火）～平成 25 年 12 月 24 日（火）

●調査方法：郵送及び施設を通じた配付・回収

●配布回収結果：

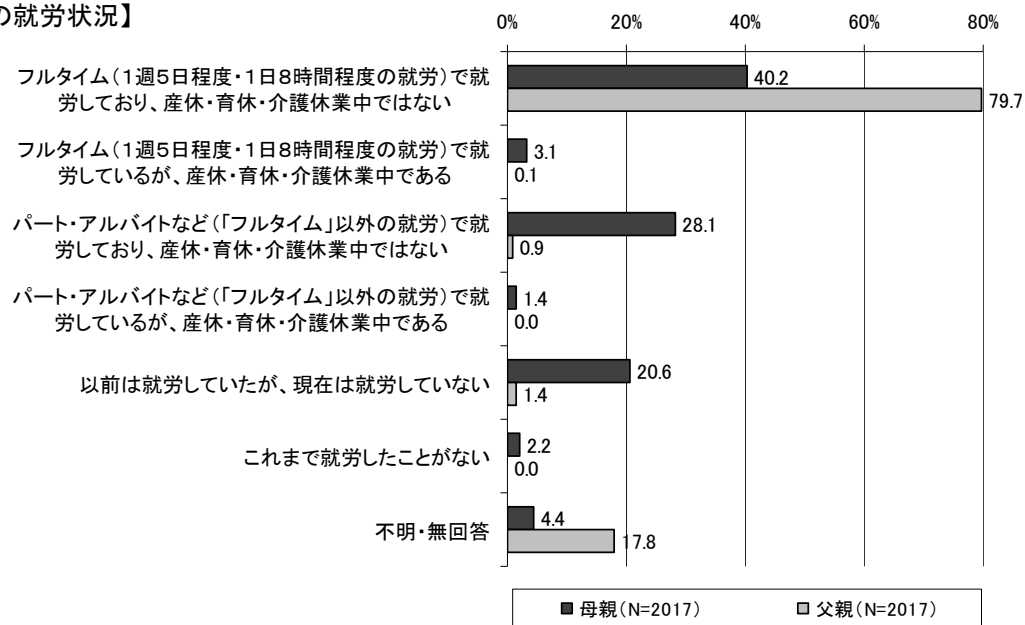
調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
対象者	3,000 件	2,017 件	67.2%

＜3＞ 結果の概要

■ 1: 保護者の就労状況について

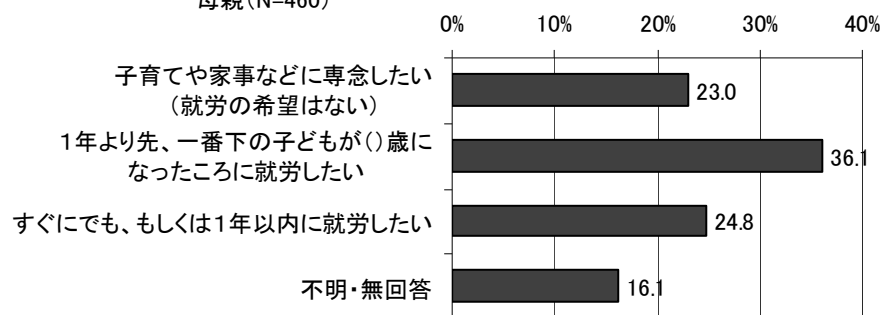
保護者の就労状況についてみると、母親、父親ともに「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が最も高く、それぞれ40.2%、79.7%となっています。

【保護者の就労状況】



現在就労していない方の就労希望についてみると、母親は「1年より先、一番下の子どもが（ ）歳になったところに就労したい」が36.1%と最も高く、父親は「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が14件と最も高くなっています。

【今後の就労希望について(「以前は就労していたが、現在は就労していない」「これまで就労したことがない」を選んだ方)】 母親 (N=460)

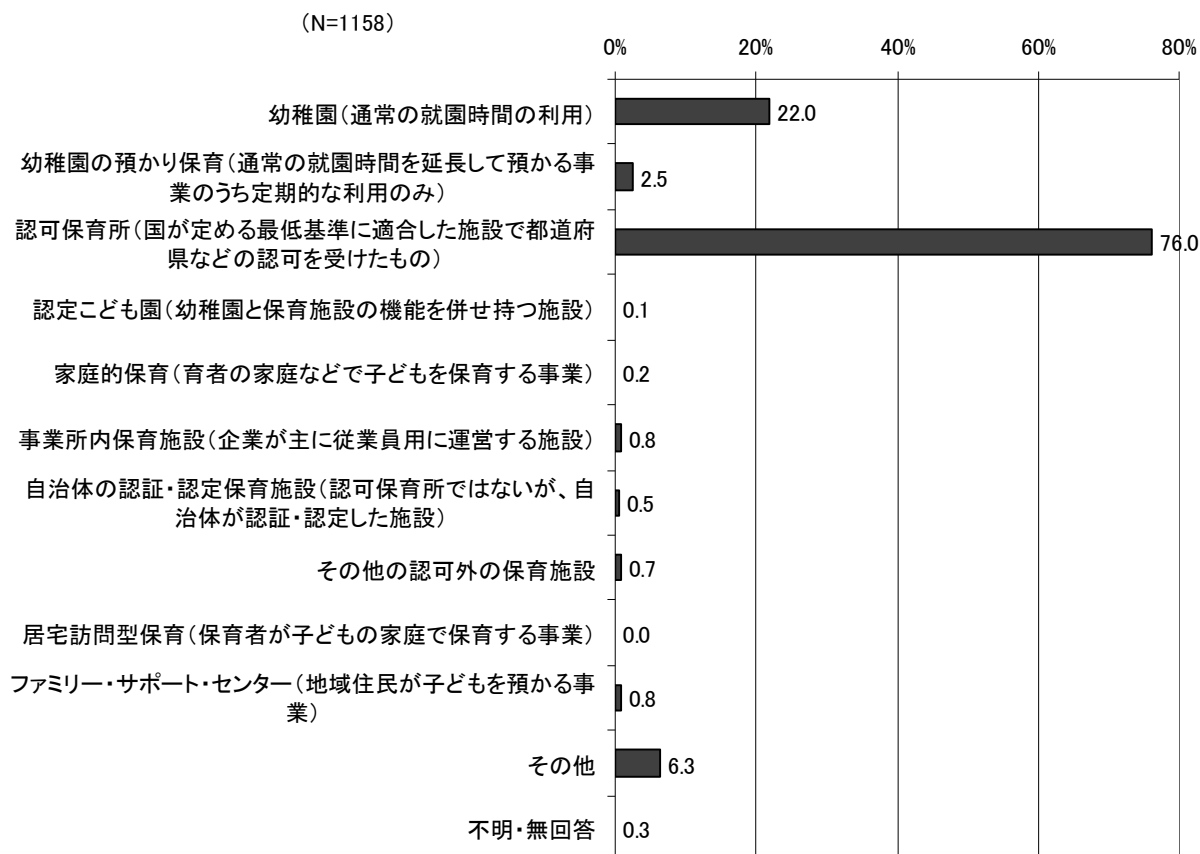


【父親】 就労希望	(N=29)	
	件数	%
子育てや家事などに専念したい(就労の希望はない)	4	13.8
1年より先、一番下の子どもが（ ）歳になったところに就労したい	0	0.0
すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい	14	48.3
不明・無回答	11	37.9

■2: 保育所や幼稚園などを望むニーズについて

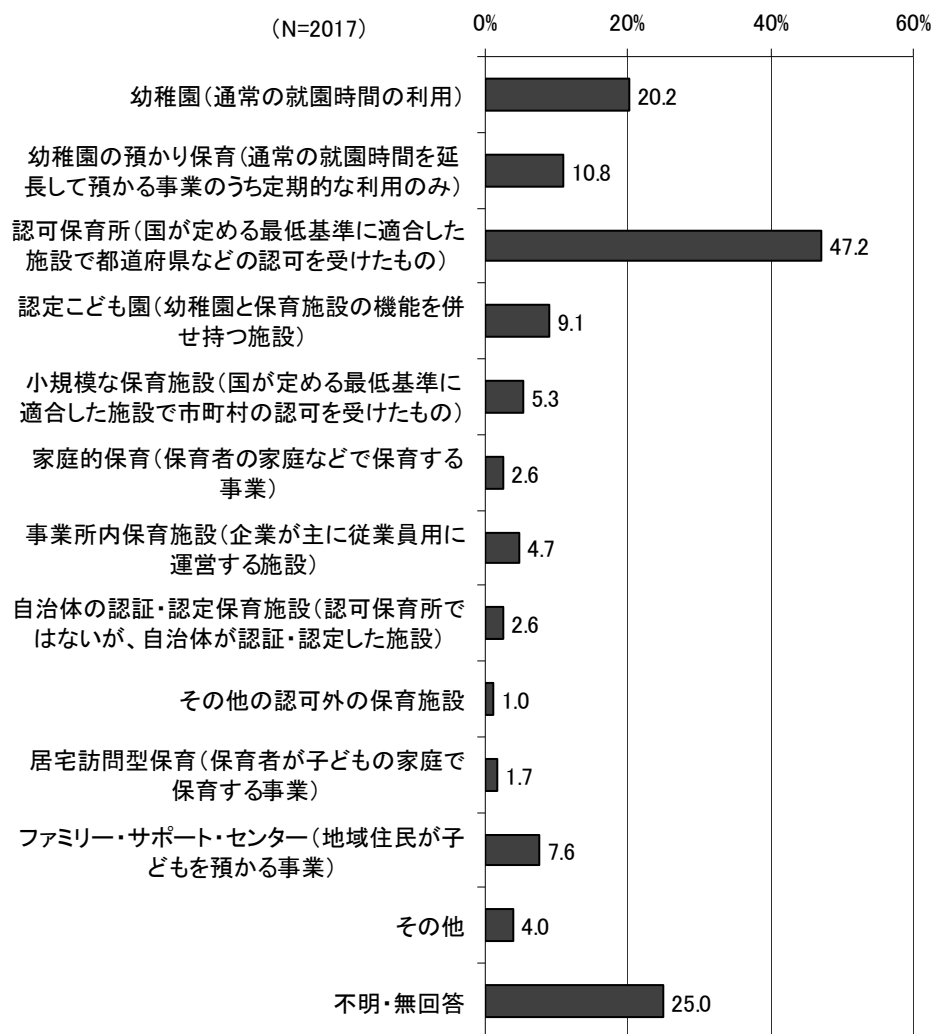
現在、定期的な教育・保育事業を利用していると回答した方に、利用している教育・保育事業についてたずねると、「認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県などの認可を受けたもの）」が76.0%と最も高くなっています。

【現在の平日の教育・保育事業の利用状況（定期的な教育・保育事業を利用していると回答した方）】



今後、平日に定期的に利用したい教育・保育事業についてみると、「認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県などの認可を受けたもの）」が 47.2%と最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が 20.2%となっています。

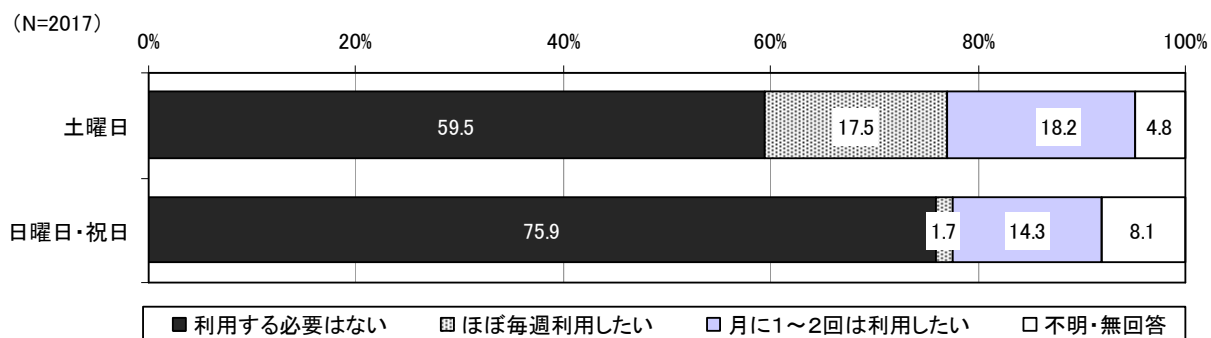
【今後の平日の教育・保育事業の利用希望】



■3: 土曜日と日曜日・祝日の定期的な教育・保育の利用意向について

土曜日と日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望についてみると、土曜日、日曜日・祝日ともに「利用する必要はない」がそれぞれ 59.5%、75.9%と最も高くなっています。

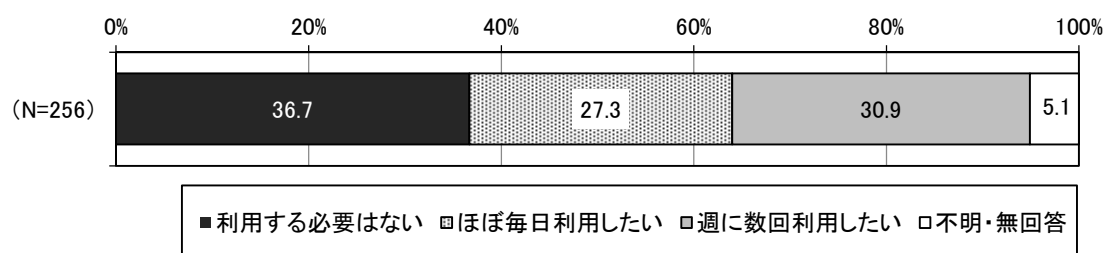
【土曜日、日曜日・祝日の教育・保育事業の利用希望】



■4: 長期休暇中の定期的な教育・保育の利用意向について

幼稚園を利用されている方の、長期の休暇期間中の教育・保育事業の利用希望についてみると「利用する必要はない」が 36.7%と最も高くなっていますが、「ほぼ毎日利用したい」と「週に数回利用したい」を合わせると 58.2%となり、半数を超えています。

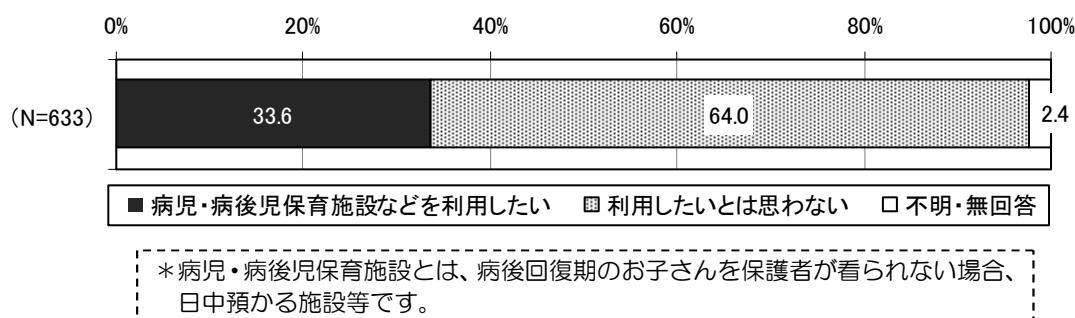
【夏・冬休みなど長期の休暇期間中の教育・保育事業の利用希望（幼稚園を利用している方）】



■5: 病児・病後児保育事業の利用意向について

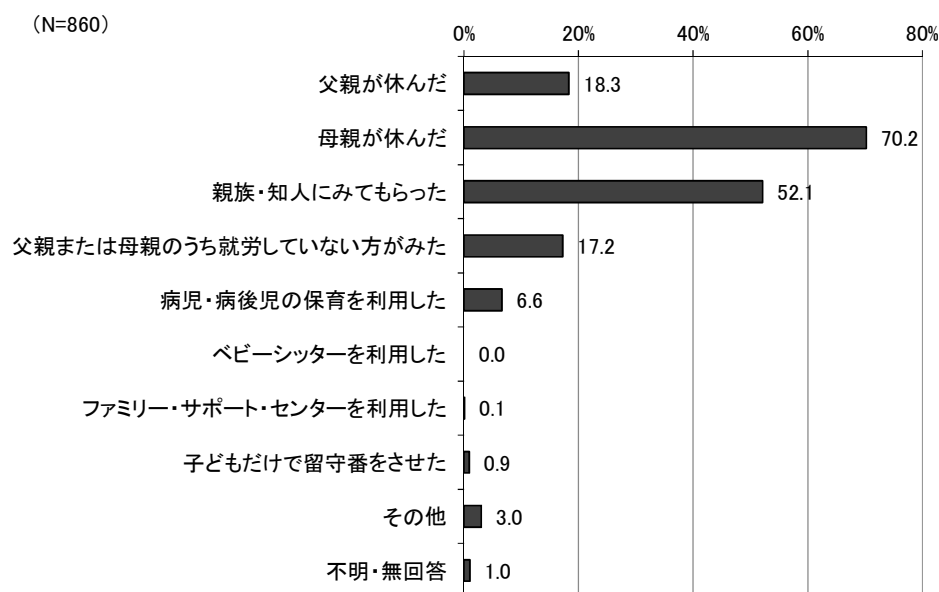
子どもが病気やけがで、普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった際、父親または母親が休んだ方で「できれば病児・病後児のための保育施設などを利用したい」と思ったかについてみると、「病児・病後児保育施設などを利用したい」が33.6%、「利用したいとは思わない」が64.0%となっています。

【病児・病後児保育事業の利用希望（「父親が休んだ」または「母親が休んだ」と回答した方）】



子どもが病気やけがで普段利用している教育・保育の事業が利用できなかったことがあると回答した方に、その対処方法についてみると、「母親が休んだ」が70.2%と最も高く、次いで、「親族・知人にみてもらった」が52.1%となっています。

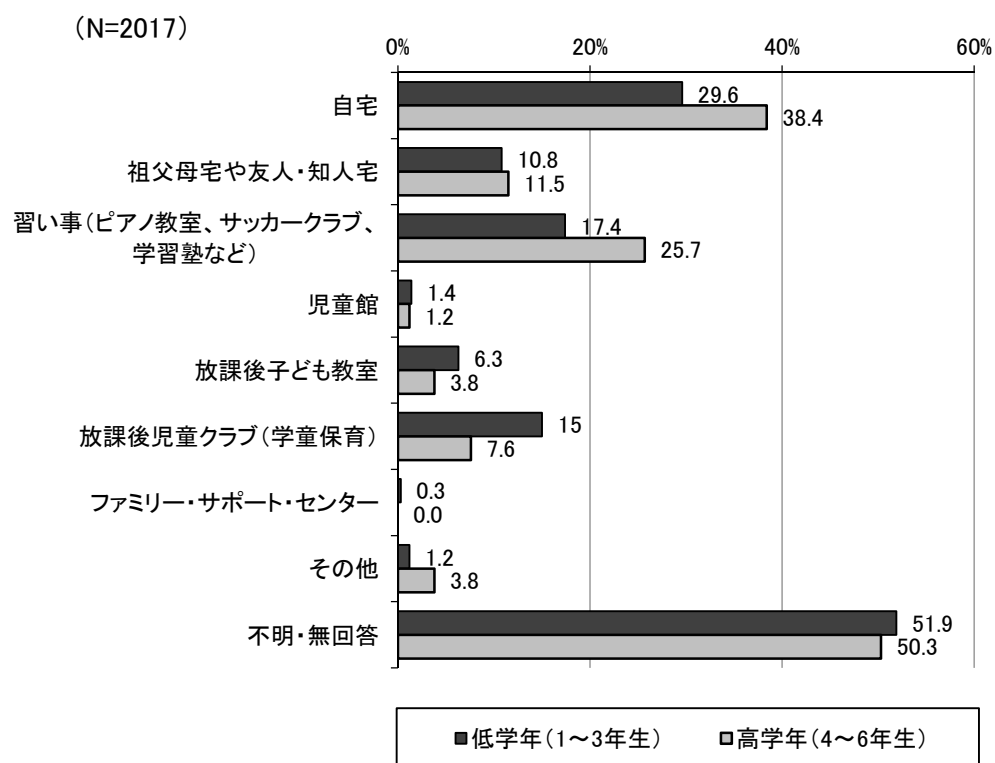
【病気の際の一年間の対象方法（病気やけがで普段利用している教育・保育の事業が利用できなかったことがあると回答した方）】



■6:放課後の過ごし方について

放課後の時間を過ごさせたいと思う場所についてみると、『低学年（1～3年生）』、『高学年（4～6年生）』ともに「自宅」の割合と最も高く、次いで、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」となっていますが、「不明・無回答」の割合も高くなっています。

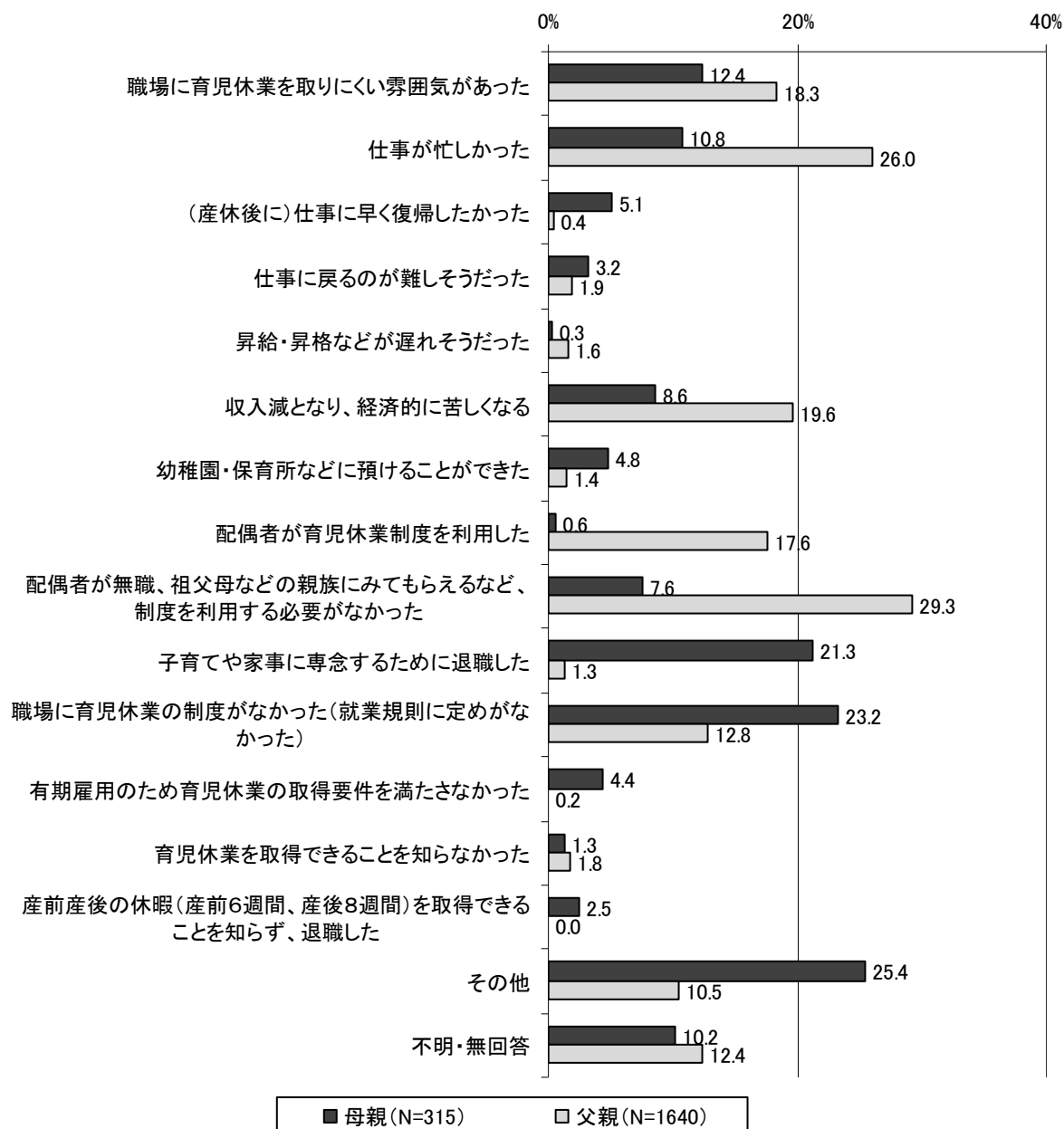
【放課後の時間を主にどのような場所で過ごさせたいか】



■7:仕事と子育ての両立について

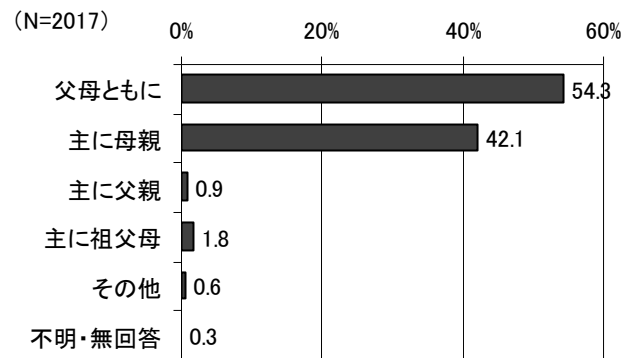
子どもが生まれた時に、育児休業を取得していないと回答した方に、その理由についてたずねると、「その他」を除くと、母親は「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」が 23.2%で最も高くなっています。父親は「配偶者が無職、祖父母などの親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が 29.3%で最も高くなっています。

【育児休業を取得していない理由（「取得していない」と回答した方）】



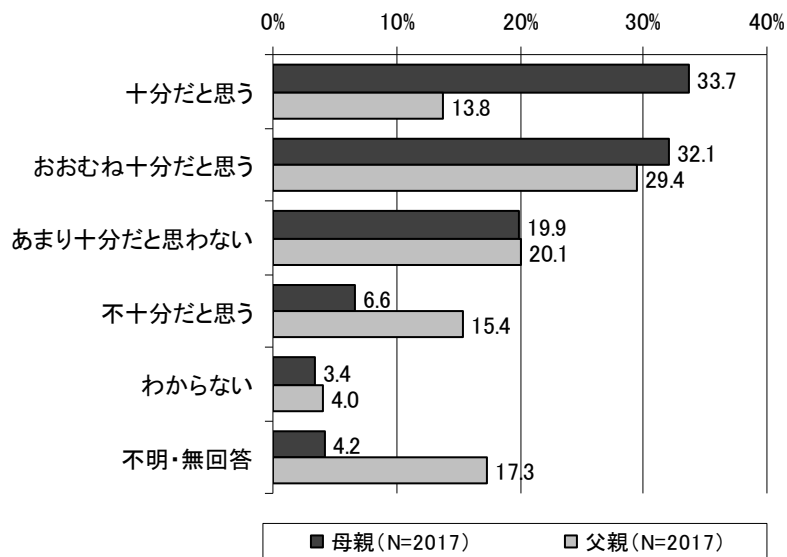
子育てを主に行っている方についてみると、「父母ともに」が 54.3%と最も高く、次いで、「主に母親」が 42.1%となっています。

【子育てを主に行っている方】



子どもと過ごす時間についてみると、母親は「十分だと思う」が 33.7%、父親は「おおむね十分だと思う」が 29.4%と、それぞれ最も高くなっています。

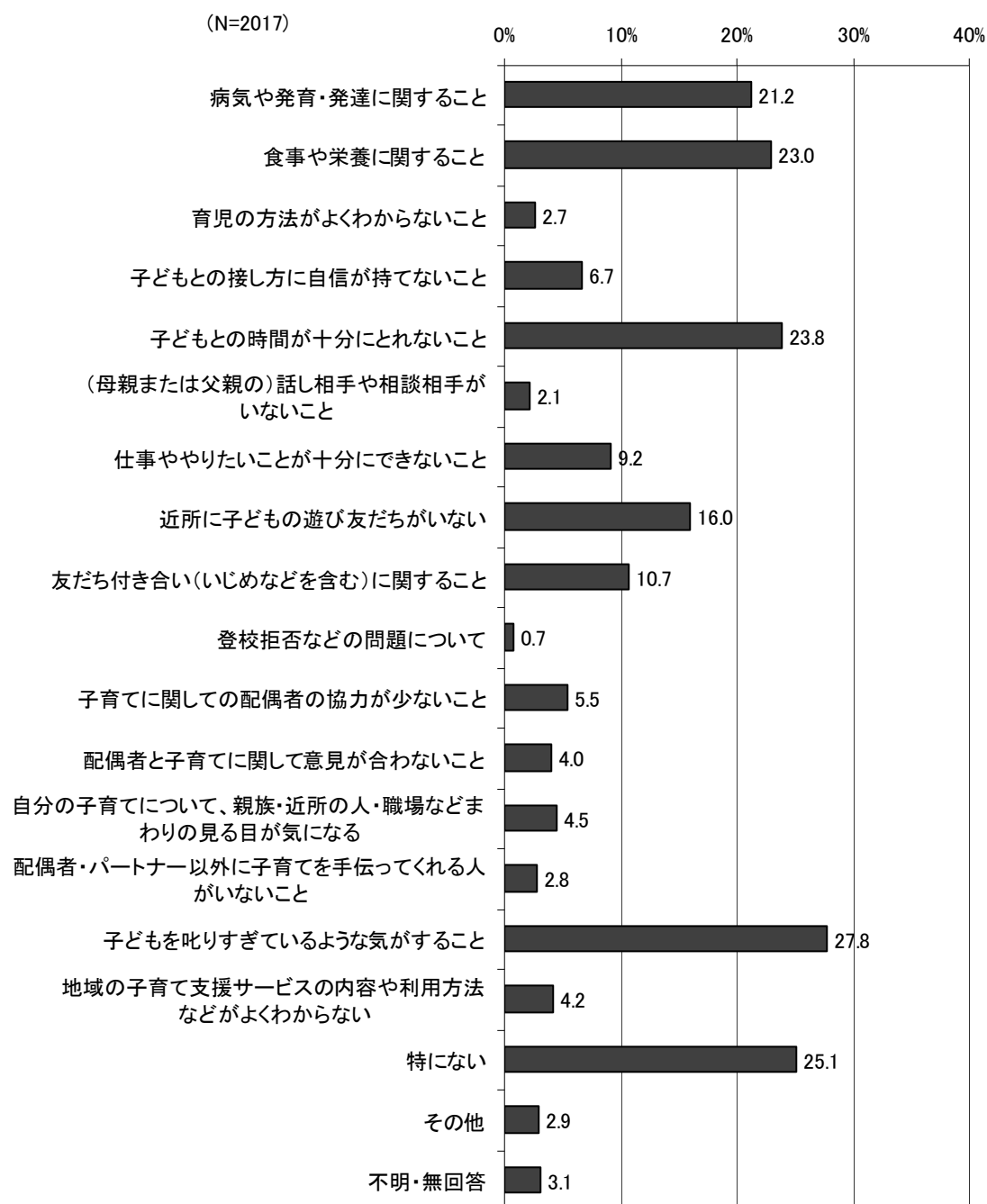
【子どもと過ごす時間について】



■8:子育ての環境について

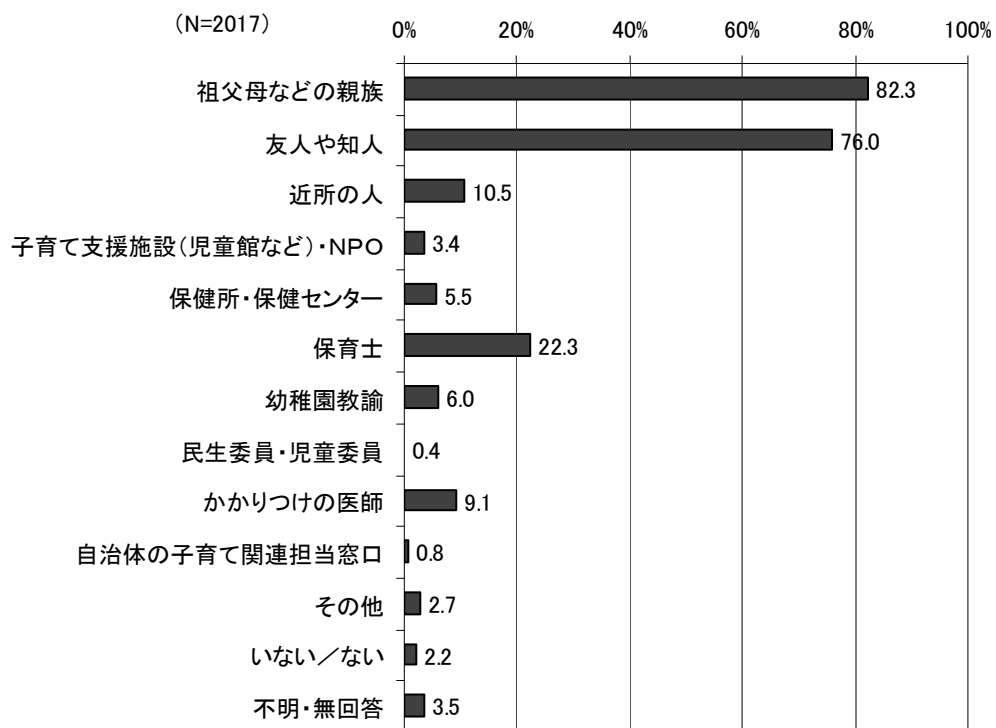
子育てに関して日ごろ悩んでいることについてみると、「子どもを叱りすぎているような気がする」と27.8%と最も高く、次いで、「特にない」が25.1%、「子どもとの時間が十分にとれないこと」が23.8%となっています。

【子育てに関して悩んでいること】



子育てをする上での相談相手（場所）についてみると、「祖父母などの親族」が 82.3%と最も高く、次いで、「友人や知人」が 76.0%となっています。

【子育てをする上での相談相手（場所）】



2 策定経過



日程	事項	内容
平成 25 年 11 月 11 日（月）	第 1 回 宇和島市子ども・子育て会議	- 子ども・子育て会議、子ども・子育て支援新制度の概要について・ニーズ調査について - 意見交換 - その他
11 月 25 日（月）	第 2 回 宇和島市子ども・子育て会議	- ニーズ調査表について - ニーズ調査対象抽出の考え方（案） - ニーズ調査スケジュールなどについて
平成 26 年 1 月 27 日（月）	第 3 回 宇和島市子ども・子育て会議	- ニーズ調査結果について（概要説明） - 子ども・子育て新制度について（追加説明）
3 月 17 日（月）	第 4 回 宇和島市子ども・子育て会議	- ニーズ調査結果について - 子ども・子育て事業計画について
6 月 3 日（火）	第 5 回 宇和島市子ども・子育て会議	- ニーズ調査分析結果について - ニーズ調査に伴う量の見込みについて
7 月 2 日（水）	第 6 回 宇和島市子ども・子育て会議	- 子ども・子育て支援事業計画骨子案について - 条例で定める各基準案について
8 月 1 日（金）	第 7 回 宇和島市子ども・子育て会議	- 条例で定める各基準案について - 子ども・子育て支援事業計画骨子案について（前回の指摘事項について）
8 月 27 日（水）	第 8 回 宇和島市子ども・子育て会議	- 条例で定める各基準案について（追加） 「量の見込み」・「確保方策」について
9 月 24 日（水）	第 9 回 宇和島市子ども・子育て会議	「量の見込み」・「確保方策」について
平成 27 年 1 月 16 日（金）	第 10 回 宇和島市子ども・子育て会議	子ども・子育て支援事業計画について
2 月 20 日（金）	第 11 回 宇和島市子ども・子育て会議	子ども・子育て支援事業計画について

3 宇和島市子ども・子育て会議条例



宇和島市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、宇和島市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員25人以内で組織する。

(委員)

第4条 子育て会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 事業主を代表する者
- (4) 子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の再任は、これを妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長及び副会長が選任されていないときは、市長がこれを招集するものとする。

2 子育て会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長及び副会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、子育て支援担当課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行の日以後、最初に委嘱される委員の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

4 委員名簿



所属 役職名	氏名	備考
立正保育園保護者	橋本 暁	
村井幼稚園保護者	桑山 由香里	
市PTA連合会 副会長	松島 陽子	
尾串保育園 園長	堀川 征一郎	
愛和聖母幼稚園 園長	田中 正史	
岩松保育園 園長	森 千春	
明倫幼稚園 園長	兵頭 由起子	
さくら保育園 園長	二宮 智子	
番城放課後児童クラブ	廣瀬 里香	
三間放課後子ども教室	毛利 美紀子	
民生児童委員 会長	伊勢田 幸雄	
主任児童委員 部会長	瀬川 みどり	
二名小学校 校長	吉岡 奈緒美	
厚生委員会 委員長	安岡 義一	
教育環境委員会 委員長	清家 康生	
教育部長	後藤 稔	
福祉事務所長	河野 哲夫	
教育総務課長	上田 益也	
学校教育課長	岡本 一平	
生涯学習課長	寺尾 利弘	
保険健康課長	伊手 博志	
福祉課長	常盤 修二	

※任期途中での退任者

民生児童委員 会長	笹田 穆子	H25. 11. 11～H25. 11. 30
主任児童委員 部会長	大野 久美	H25. 11. 11～H25. 11. 30
厚生委員会 委員長	大窪 美代子	H25. 11. 11～H26. 9. 25
教育環境委員会 委員長	三曳 重郎	H25. 11. 11～H26. 9. 25
福祉事務所長	橋本 克彦	H25. 11. 11～H26. 3. 31
教育総務課長	片山 竹善	H25. 11. 11～H26. 3. 31
保険健康課長	岡田 一代	H25. 11. 11～H26. 3. 31
福祉課長	竹葉 幸司	H25. 11. 11～H26. 3. 31